

第七十六回国 参議院議院運営委員会會議録第十一号

平成二十二年十一月二十六日(金曜日)

午後五時二十四分開会

委員の異動

十一月二十六日

辞任

岩井 茂樹君

補欠選任

渡辺 猛之君

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 政二君
理事 加藤 敏幸君
川崎 稔君
水岡 俊一君
伊達 忠一君
義家 弘介君
西田 実仁君
水野 賢一君
金子 洋一君
谷 博之君
轟木 利治君
平山 幸司君
平山 誠君
藤谷 光信君
舟山 康江君
牧山ひろえ君
横峯 良郎君
石井 浩郎君
上野 通子君
大家 敏志君
中原 八一君
松山 政司君
三原じゅん子君
渡辺 猛之君
竹谷とし子君

委員以外の議員

議長 松田 公太君
議員 紙 智子君
議員 中山 恭子君
副議長 西岡 武夫君
尾辻 秀久君

衆議院議員

議長 松野 頼久君
代理 事務局長 小幡 幹雄君
事務次長 橋本 雅史君
議事部長 東海林 壽秀君
委員部長 中村 剛君
記録部長 阿部 芳郎君
警務部長 工藤 政行君
庶務部長 郷原 悟君
管理部長 吉岡 拓君
国際部長 井高 育央君
館長 長尾 真君
総務部長 田屋 裕之君

本日の会議に付した案件

○決議案の委員会審査省略要求の取扱いに関する件
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)
○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(松田公太君発議)

○国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会職員法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会職員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件

○参議院職員等苦情処理規程の一部改正に関する件

○国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正に関する件

○本日の本会議の議事に関する件

○両院協議会開会の請求についての報告

○平成二十二年年度一般会計補正予算(第一号)外二件両院協議会協議委員の選任に関する件

○本日の再開後の本会議の議事に関する件

○平成二十二年年度一般会計補正予算(第一号)外二件両院協議会について

○決議案の委員会審査省略要求の取扱いに関する件

○本日の再開後の本会議の議事に関する件

○委員長(鈴木政二君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

○事務総長(小幡幹雄君) 本日、鈴木政二君外十名から北朝鮮の韓国・大延坪島砲撃に関する決議案が提出されました。

本決議案には、発議者全員から委員会の審査を省略されたい旨の要求書が付されております。この要求につきまして御審議をお願いいたします。

○委員長(鈴木政二君) ただいまの事務総長報告の決議案の委員会審査を省略することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木政二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木政二君) 次に、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案並びに国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

提出者衆議院議院運営委員長代理松野頼久君及び本院議員松田公太君から順次趣旨説明を聴取いたします。松野頼久君。

○衆議院議員(松野頼久君) ただいま議題となりました両法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に伴う内閣総理大臣等の特別職の職員の給与改定に準じて、議長、副議長及び議員の歳費月額改定等を行うものとしてあります。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

本案は、人事院勧告に伴う政府職員の給与改定に準じて、国会議員の秘書の給料月額及び勤勉手当の支給割合の改定等を行うものとしてあります。

以上が両法律案の提案の趣旨であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。ありがとうございます。

○委員長(鈴木政二君) 松田公太君。

○委員以外の議員(松田公太君) みんなの党の松田公太です。本日はお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。

私どもみんなの党は、今回、衆議院から提出された歳費法と給与法の改正に対して対案を提出しております。それは、同法案が今の厳しい日本の現状と全く乖離している改正案だと思つてい

るからです。皆様も御存じのように、日本の経済は非常に厳しい状況が続いております。長らく続くデフレ、円高、そして売上げの減少、大半の企業や事業主はぎりぎりな状況で運営を続けております。また、雇用や新卒の採用も非常事態にあると言えるでしょう。国民の平均的な収入は減り続け、生活は苦しくなる一方です。昨年の平均給与は、皆様御存じかもしれませんが、四百六万円となり、お

とこの四百三十万円から何と一年で二十三万円も下がったのです。こんな状況で、そもそも人事院勧告の一・五%削減という考え方には賛同しかねますが、その人事院勧告に準じて我々国会議員、副議長、そして議長長の給与を少しだけ減らすという生ぬるい考え方も、到底同意できるものではありません。

そもそも、なぜ慣習に従つて人事院勧告や特別職と同じようにするという考え方がはびこつているのでしょうか。その根本的な考え方から私は疑問を抱いております。もし本気で国のためと考えるのであれば、仮に総理大臣、国務大臣、そして官僚のトップが今までもどおり多額の給与を受け取つてしまつたと決定しても、我々国会議員だけはもつと国民の側に立つて削減しようという考えになつてもよろしいのではないのでしょうか。

みんなの党では、十一月十二日に国会議員の歳費や手当に関する法案を提出させていただいております。内容は、国会議員や秘書の歳費を日割りにすること、国会議員の歳費と期末手当を当面的間それぞれ三割、五割カットすること、そして

今年冬の冬の期末手当を自主返納できるようにするというものです。民間では、業績が悪化したときは会社の役員は報酬を三割、五割カットするのは当たり前。我々国会議員は国の経営者だから、この程度のカットは当たり前ではないでしようか。一・五%とか〇・二%では話になりません。そして、トヨタ自動車などでも実施されています

役員のカットも実施されています。我々みんなの党は、国会議員全員に無条件で冬の期末手当を返していただくと言つては二十億円の削減になりません。本当は、それができれば二十億円の削減になりませんが、それをお願いしたいと思つてはいるのですが、しかしそれでは余りにも反発されるでしょうから、今回は返した人だけに返せるようにさせていただきますとお願ひをしてはいるだけなのです。なぜ返したい人に返させてもらえないのか、私は不思議で仕方がありません。

私は、これぐらいの身を切る覚悟を見せないで、もう国民は付いてきてくれないと思つております。是非とも我々国の経営者としての気概を見せ、みんなの党で提出している法案を御再考いただき、通していただくようお願い申し上げます。

以上でございます。○委員長(鈴木政二君) 両案につきまして、御意見のある方は御発言願ひいたします。

○水野賢一君 みんなの党の水野賢一です。現在審議されております国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律改正案などについて、意見を表明いたします。

まず、衆議院から送付されてきた案についてですが、これは人事院勧告に準じて国会議員の歳費を引き下げようというのですが、内実を見れば、現行月額百二十九万七千円の歳費を百二十九万四千円へと、わずか三千円下げるだけのものにすぎません。率にすれば〇・二%です。

アジェンダに歳費三割、ボーナス五割カットをうたつています。〇・二%カットというびぼう策に賛成できないのは当然です。中には、今回の改正は人事院勧告に伴う取りあ

えすの措置なので、ひとまず賛成しておいて、抜本的な見直しは時間を掛けてやればよいではないかという意見もあるかもしれませんが、現状をかんがみると、抜本的な見直しをするだけの覚悟のある政党、政治家は少なく、ここで先送りすることは事実上いつまでも先送りすることになりかねず、その意見には賛同できません。

他方、みんなの党、松田公太議員提出の案は、歳費三割、ボーナス五割カットに加えて、歳費の日割り、この冬のボーナスの自主返納を可能にするという点で画期的な内容を含んでいます。とりわけ冬のボーナスの自主返納は画期的です。民間の平均給与が大幅に下がり、国家財政も厳しい中、国会議員自らが身を切るのは当然です。

だからこそ、歳費、ボーナスの減額こそ本筋なのですが、せめて冬のボーナスくらいは返納したい人は返納できるという仕組みをつくるのは最低限の務めではないでしょうか。

今月二十二日の参議院予算委員会で菅首相は、もしこの法案が成立した場合には一割はちゃんと返納しますと答弁しました。この法案は返納額は各議員の自主性にゆだねることになっていきますから、一割ではけしからぬとまでは言いませんが、私たちがみんなの党は、一方でボーナス五割カットも訴えている以上、最低五割は自主返納していく覚悟を持つてはいることを申し上げて、衆議院提出の歳費法改正案に反対、松田公太議員提出の歳費法改正案に賛成の意見表明いたします。

○委員長(鈴木政二君) 他に御発言ございませんか。——他に御発言がなければ、これより採決を行います。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木政二君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案に賛成の諸君の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木政二君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(鈴木政二君) 次に、国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、本案は、政府職員の育児休業制度の拡充に準じて、非常勤の国会職員について育児休業をすることができるようにする等の措置を講じようとするものでございます。

次に、国会職員法の一部を改正する法律案でございますが、本案は、国会職員について、政府職員と同様の新たな人事評価制度の導入等を行うとするものでございます。

以上でございます。○委員長(鈴木政二君) これより採決を行います。

○委員長(鈴木政二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木政二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木政二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木政二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木政二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

まず、国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木政二君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国会職員法の一部を改正する法律案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木政二君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木政二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木政二君) 次に、国会議員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件、参議院職員等苦情処理規程の一部改正に関する件及び国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正に関する件を一括して議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(小幡幹雄君) 御説明申し上げます。

まず、国会議員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件でございますが、本件は、政府職員等の例に準じて、国会議員の給料月額を引き下げるとともに期末・勤勉手当の支給割合を引き下げ等の措置を講じようとするものでございます。

次に、参議院職員等苦情処理規程の一部改正に関する件及び国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正に関する件でございますが、両件は、人事評価制度の導入に伴い、それぞれの職員が意に反して降給された場合について所要の規定の整備を行うものとしてございます。

以上でございます。

○委員長(鈴木政二君) これより採決を行います。まず、国会議員の給与等に関する規程等の一部改正に関する件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(鈴木政二君) 多数と認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、参議院職員等苦情処理規程の一部改正に関する件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木政二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

次に、国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正に関する件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木政二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木政二君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(小幡幹雄君) 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、鈴木政二君外十名発議に係る北朝鮮の韓国・大延坪島砲撃に関する決議案でございます。まず、本決議案の委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決めますと、発議者鈴木政二君が趣旨説明をされた後、採決いたします。本決議案が可決されますと、菅内閣総理大臣から所信表明がございます。

次に、予算委員会議事の平成二十二年一度一般会計補正予算外二案の緊急上程でございます。まず、三案を日程に追加して、一括して議題とするこ

とを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、予算委員長が報告されます。次いで、川上義博君、猪口邦子君、中西健治君各々十分の討論の後、三案を一括して採決いたします。

次に、日程第一について、農林水産委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第二ないし第四並びに本日委員会議の地方交付税法等改正案、放送法等改正案及び高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法改正案を日程に追加して一括して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、総務委員長が報告されます。次いで、日程第二及び第三について上野ひろし君五分討論の後、六案を採決いたします。採決は四回に分けて行います。まず日程第二及び地方交付税法等改正案を一括して採決し、次いで日程第三を採決し、次いで日程第四及び高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法改正案を一括して採決し、最後に放送法等改正案を採決いたします。

次に、日程第五について、外交防衛委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第六ないし第八を一括して議題とした後、法務委員長が報告されます。次いで、日程第八について桜内文城君五分討論の後、三案を採決いたします。採決は二回に分けて行います。まず日程第六及び第七を一括して採決し、次いで日程第八を採決いたします。

次に、先ほど本委員会を議いたしました国会議員歳費法改正案、国会議員秘書給与法改正案、国会議員育児休業法改正案及び国会職員法改正案の緊急上程でございます。まず、四案を日程に追加して一括して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告されます。採決は四回に分けて行います。

なお、本日の議案の採決は、補正予算三案については議場における要求に基づき記名投票をもって、その他の議案についてはいずれも押しボタン

式投票をもって行います。

補正予算三案の採決の結果、両院協議会開催の必要がある場合にはいつたん休憩いたします。ここまでの所要時間は約一時間三十五分の見込みでございます。

○委員長(鈴木政二君) ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木政二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

午後五時三十九分休憩

午後七時五十一分開会

○委員長(鈴木政二君) ただいまから議院運営委員会を再開いたします。

まず、両院協議会開会の請求につきまして事務総長の報告を求めます。

○事務総長(小幡幹雄君) 本日午後七時三十分、衆議院議長より本院議長に対して、国会法第八十五条により、平成二十二年一度一般会計補正予算(第一号)外二案につきまして、両院協議会を求めてまいりました。

以上、御報告申し上げます。

○委員長(鈴木政二君) この際、平成二十二年一度一般会計補正予算(第一号)外二件両院協議会協議委員の選任に関する件を議題といたします。本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、お手元の資料のとおり割り当てること意見が一致いたしました。

理事会申合せのとおり協議委員の割当てを決定することとし、その選挙は手続を省略して議長において指名することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木政二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木政二君) 次に、本日の再開後の本会議の議事に関する件を議題といたします。

○事務総長(小幡幹雄君) 御説明申し上げます。

再開後の議事は、平成二十二年一般会計補正予算(第一号)外二件両院協議会の協議委員の選挙でございます。まず、選挙はその手続を省略し議長において指名することを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議長は協議委員を指名されます。

以上をもちまして再び休憩いたします。再開後の所要時間は約五分の見込みでございます。

○委員長(鈴木政二君) ただいまの事務総長説明のとおり再開後の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(鈴木政二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、予鈴は午後八時、本鈴は午後八時五分でございます。

午後七時五十三分休憩

午後九時四十分開会

○委員長(鈴木政二君) ただいまから議院運営委員会を再開いたします。

まず、事務総長から平成二十二年一般会計補正予算(第一号)外二件両院協議会の協議の結果の報告が、ございます。

○事務総長(小幡幹雄君) 御報告申し上げます。

平成二十二年一般会計補正予算(第一号)外二件両院協議会は、先ほど衆参各十名の協議委員の出席を得て両院協議室において開会されました。

抽せんにより両院協議会議長に当選された衆議

院協議委員議長中井治君の主宰により、各議院の議決の趣旨について、まず衆議院側から、続いて参議院側から、それぞれ説明が行われた後、協議に入り、参議院側、衆議院側からそれぞれ意見の表明がなされましたが、意見の一致を見るに至らず、両院協議会は成案を得るに至りませんでした。

なお、協議委員議長は成案を得るに至らなかった旨を本会議に報告することとなっております。以上でございます。

○委員長(鈴木政二君) 次に、決議案の委員会審査省略要求の取扱いに関する件を議題といたします。

事務総長の報告を求めます。

○事務総長(小幡幹雄君) 本日、森まさこ君外九名から国務大臣仙谷由人君問責決議案が、また、牧野たかお君外七名から国土交通大臣馬淵澄夫君問責決議案がそれぞれ提出されました。

両決議案には、発議者全員から委員会の審査を省略された旨の要求書が付されております。この要求につきまして御審議をお願いいたします。

○委員長(鈴木政二君) ただいまの事務総長報告の決議案の委員会審査を省略することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木政二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(鈴木政二君) 次に、本日の再開後の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(小幡幹雄君) 御説明申し上げます。

再開後の議事は、最初に、平成二十二年一般会計補正予算(第一号)外二件両院協議会参議院協議委員議長報告でございます。協議委員議長林芳正君から両院協議会における協議につき報告が、ございます。

次に、森まさこ君外九名発議に係る国務大臣仙

谷由人君問責決議案でございます。まず、本決議案の委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、発議者森まさこ君が趣旨説明をされ、次いで、平山誠君、西田昌司君、水野賢一君各々十分の討論の後、採決いたします。

次に、牧野たかお君外七名発議に係る国土交通大臣馬淵澄夫君問責決議案でございます。まず、本決議案の委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、発議者牧野たかお君が趣旨説明をされ、次いで、室井邦彦君、岡田直樹君、小野次郎君各々十分の討論の後、採決いたします。

なお、以上の議案の採決は、いずれも議場における要求に基づき記名投票をもって行います。以上をもちまして本日の議事を終了いたします。

○委員長(鈴木政二君) ただいまの事務総長説明のとおり再開後の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(鈴木政二君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、予鈴は午後十時五分、本鈴は午後十時十分でございます。

午後九時四十三分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

(参照)

(鈴木政二君外十名発議)

北朝鮮の韓国・大延坪島砲撃に関する決議案
北朝鮮は十一月二十三日、突如として韓国の島・大延坪島及びその周辺海域に向け、約百七十

発もの砲撃を行った。その被害は、韓国軍の基地及び兵士のみならず、一般住民や市街地にも及んでいる。このような、まさに無差別とも呼べる砲撃は言語道断の暴挙である。北朝鮮がたとえどのような言い訳をしようとも、一般住民を巻き込む武力による挑発は、決して許されない行為である。

本院は、今回の砲撃により犠牲者が出たことにつき、韓国政府及び国民に対し衷心から弔意を表し、被害者の早期回復を祈念する。

朝鮮戦争の休戦協定は遵守されなければならず、今般の北朝鮮による韓国に対する砲撃は、国際社会としても看過できない挑発行為である。

本院は、今般の北朝鮮の砲撃を強く非難するとともに、北朝鮮が核兵器の開発も含め、あらゆる軍事的な挑発行為を放棄し、拉致問題を早期に全面解決することも強く求める。

政府は、今般の北朝鮮の軍事的暴挙に対し断固として非難を行い、韓国政府の立場を支持し、国際社会と緊密に協調しつつ、北朝鮮に対する新たな制裁措置等を検討するとともに、北朝鮮に対する国際的な圧力を高めるため、韓国及び米国を始めとする関係各国との連携強化に一層の努力を尽くすべきである。

右決議する。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 歳費月額額の改定
各議院の議長、副議長及び議員の歳費月額を内閣総理大臣、国務大臣及び大臣政務官に準じて改定すること。(第一条関係)

二 施行期日等

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行すること。

2 平成二十二年十二月に受ける期末手当について特例を設けること。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「二百七十五千円を二百七十七万円」に、「百五十八万八千円を百五十八万四千円」に、「百二十九万七千円を百二十九万四千円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

(平成二十二年十二月に受ける期末手当に関する特例措置)

2 この法律による改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十一条の二第一項の規定により平成二十二年十二月に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)附則第三条の規定の例による。

理由

内閣総理大臣等の特別職の国家公務員の給与改定に伴い、各議院の議長、副議長及び議員の歳費の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文
 ○ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)
 (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
第一条 各議院の議長は二百七十七万円を、副議長は百五十八万四千円を、議員は百二十九万四千円を、それぞれ歳費月額として受ける。	第一条 各議院の議長は二百七十五千円を、副議長は百五十八万八千円を、議員は百二十九万七千円を、それぞれ歳費月額として受ける。

国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

給料表の改定

別表第一及び別表第二の給料月額の一部を特別職の秘書官に準じて改定すること。(別表第一及び別表第二関係)

二 勤勉手当の額の改定

1 平成二十二年十二月期の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。(第一条の規定による改正後の秘書給与法第十五条関係)

2 平成二十三年度以後の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。(第一条の規定による改正後の秘書給与法第十五条関係)

三 経過措置の算定基礎額の改定

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十号)附則第三項の規定に基づく経過措置の算定基礎額を一般職の職員に準じて改定すること。(国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律附則第三項関係)

四 施行期日等

1 この法律は、公布の日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行すること。ただし、二の2は、平成二十三年四月一日から施行すること。

2 平成二十二年十二月に受ける期末手当について特例を設けること。

国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案
 (国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正)

第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の七十」を「百分の六十五」に改め、同項第二号中「百分の五十六」を「百分の五十二」に改め、同項第三号中「百分の四十二」を「百分の三十九」に改め、同項第四号中「百分の二十一」を「百分の十九・五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一	三四七、五〇〇円
	二	三六五、九〇〇円
	三	四二二、四〇〇円
	四	四三二、七〇〇円
	五	四四三、〇〇〇円
	六	四五三、三〇〇円
	七	四六三、六〇〇円
	八	四七三、九〇〇円
	九	四八四、二〇〇円
	一〇	四九一、〇〇〇円
二	一	四九七、八〇〇円
	二	五一六、二〇〇円
	三	五二七、四〇〇円
	四	五三四、九〇〇円
三	一	五四二、四〇〇円
	二	五五二、四〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二	三六六、六〇〇円
	一	三七四、二〇〇円
二	一	三〇九、九〇〇円
	二	三一七、五〇〇円
	三	三二五、〇〇〇円
	四	三三三、六〇〇円
三	一	三四〇、一〇〇円
	二	三六八、三〇〇円
	三	三七六、六〇〇円
	四	三八五、〇〇〇円
	五	三九三、四〇〇円

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に改め、同項第二号中「百分の五十二」を「百分の五十四」に改め、同項第三号中「百分の三十九」を「百分の四十・五」に改め、同項第四号中「百分の十九・五」を「百分の二十・二五」に改める。

(国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十号の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に改める。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

(平成二十二年十二月に受ける期末手当に関する特例措置)

2 この法律による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律第十四条第一項の規定により平成二十二年十二月に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)附則第三条の規定の例による。この場合において、同条第一項第一号中「職員であつて適用される俸給表並びにその職務の級及び号俸がそれぞれ次の表の俸給表欄、職務の級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの」とあるのは、「その属する給料の級が国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)別表第一の一級若しくは同法別表第二の一級である国会議員の秘書」とする。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 (傍線の部分は改正部分)

改正案 現行

(勤勉手当) 第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じ、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の六十五
- 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の五十二
- 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の三十九
- 四 在職期間が三月未満の場合 百分の十九・五

別表第一(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二	三四七、五〇〇円
	一	三六五、九〇〇円
二	一	四二二、四〇〇円
	二	四三二、七〇〇円
	三	四四三、〇〇〇円
	四	四五三、三〇〇円
三	一	四六三、六〇〇円
	二	四七三、九〇〇円
	三	四八四、二〇〇円
	四	四九一、〇〇〇円
	五	四九七、八〇〇円

別表第一(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二	三四七、五〇〇円
	一	三六五、九〇〇円
二	一	四二二、八〇〇円
	二	四三三、二〇〇円
	三	四四三、六〇〇円
	四	四五四、〇〇〇円
三	一	四六四、四〇〇円
	二	四七四、八〇〇円
	三	四八五、二〇〇円
	四	四九二、一〇〇円
	五	四九九、〇〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一	二六六、六〇〇円
	二	二七四、二〇〇円
二	一	三〇九、九〇〇円
	二	三一七、五〇〇円
	三	三二五、〇〇〇円
	四	三三二、六〇〇円
	五	三四〇、一〇〇円
三	一	三六八、三〇〇円
	二	三七六、六〇〇円
	三	三八五、〇〇〇円
	四	三九三、四〇〇円
	五	三九八、九〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	一	二六六、六〇〇円
	二	二七四、二〇〇円
二	一	三二〇、〇〇〇円
	二	三一七、六〇〇円
	三	三二五、三〇〇円
	四	三三二、九〇〇円
	五	三四〇、五〇〇円
三	一	三六八、六〇〇円
	二	三七七、〇〇〇円
	三	三八五、五〇〇円
	四	三九三、九〇〇円
	五	三九九、五〇〇円

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)第二条関係
(傍線の部分は改正部分)

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第百十号)第三条関係
(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>1、2 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける議員秘書で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に百分の九十九・五九を乗じて得た額(その額が一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなる議員秘書には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>4、5、7 略</p>	<p>附則</p> <p>1、2 略</p> <p>(経過措置)</p> <p>3 平成十八年四月一日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける議員秘書で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に百分の九十九・七六を乗じて得た額(その額が一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなる議員秘書には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>4、5、7 略</p>

改正案

(勤勉手当)

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の六十七・五
 - 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の五十四
 - 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の四十五
 - 四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十・二五
- 3、5 略

現行

(勤勉手当)

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の六十五
 - 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の五十二
 - 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の三十九
 - 四 在職期間が三月未満の場合 百分の十九・五
- 3、5 略

改正案

第一

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正

一 歳費月額の削減
議長、副議長及び議員の歳費月額を、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、当分の間、三割削減すること。(附則第十五項関係)

二 期末手当の額の削減
議長、副議長及び議員の期末手当の額を、一の適用がある間、五割削減すること。(附則第十六項関係)

三 平成二十二年十二月の期末手当の国庫返納に係る公職選挙法の適用除外
議長、副議長若しくは議員又はこれらの者であった者が平成二十二年十二月に受けたその者の期末手当の額に相当する額の全部又は一部を国庫に返納する場合には、公職選挙法第九十九条の二(公職の候補者等の寄附の禁止)の規定は、適用しないこと。(附則第十七項関係)

四 歳費及び文書通信交通滞在費の日割支給
議長、副議長及び議員は、当該議長、副議長及び議員となった日からその身分を失った日まで歳費及び文書通信交通滞在費を受けること。ただし、死亡又は衆議院の解散の場合には、その当月分までの歳費及び文書通信交通滞在費を受けること。(第一条から第四条の二まで関係)

第二 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正
秘書の給料は、採用の日から退職の日まで支給すること。ただし、議員の死亡若しくは衆議院の解散による秘書の退職又は秘書の死亡の場合には、その月まで支給すること。(第十二条関係)

第三 施行期日等

現行

第一

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正

一 歳費月額の削減
議長、副議長及び議員の歳費月額を、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、当分の間、三割削減すること。(附則第十五項関係)

二 期末手当の額の削減
議長、副議長及び議員の期末手当の額を、一の適用がある間、五割削減すること。(附則第十六項関係)

三 平成二十二年十二月の期末手当の国庫返納に係る公職選挙法の適用除外
議長、副議長若しくは議員又はこれらの者であった者が平成二十二年十二月に受けたその者の期末手当の額に相当する額の全部又は一部を国庫に返納する場合には、公職選挙法第九十九条の二(公職の候補者等の寄附の禁止)の規定は、適用しないこと。(附則第十七項関係)

四 歳費及び文書通信交通滞在費の日割支給
議長、副議長及び議員は、当該議長、副議長及び議員となった日からその身分を失った日まで歳費及び文書通信交通滞在費を受けること。ただし、死亡又は衆議院の解散の場合には、その当月分までの歳費及び文書通信交通滞在費を受けること。(第一条から第四条の二まで関係)

第二 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正
秘書の給料は、採用の日から退職の日まで支給すること。ただし、議員の死亡若しくは衆議院の解散による秘書の退職又は秘書の死亡の場合には、その月まで支給すること。(第十二条関係)

第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日から施行すること。ただし、第一の三は公布の日から、第二は公布の日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の初日(公布の日から起算して三月を経過した日が月の初日であるときは、その日)から施行すること。
- 二 その他所要の規定を整備すること。

(附則関係)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(案)

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部改正)

第一条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「当月分」を「日」に、「前月分」を「日の前日」に改める。

第三条中「当月分」を「日」に改める。

第四条中「除名の場合又は死亡した」を「又は除名の」に、「当月分」を「日」に改め、同条に次の一項を加える。

2 議長、副議長及び議員が死亡した場合には、その当月分までの歳費を受ける。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 第二条、第三条又は前条第一項の規定により歳費を受ける場合であつて、月の初日から受けるとき以外のとき又は月の末日まで受けるとき以外のときは、その歳費の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによつて計算する。

附則第十四項中「当分の間」を削り、「以降」を「から国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)の施行の日の属する月の前月分まで」に改める。

附則に次の三項を加える。

議長、副議長及び議員の歳費月額は、第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、当分の間、第一条に規定する額に百分の七十を乗じて得た額とする。

期末手当については、前項の規定の適用がある間、第十一条の二第二項中「受けるべき」とあるのは「附則第十五項の規定の適用がないものとした場合に受けるべき」と、「額」とあるのは「額」に、百分の五十を乗じて得た額」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第十六項の規定により読み替えられた前項」と、第十一条の四中「第十一条の二第二項」とあるのは「附則第十六項の規定により読み替えられた第十一条の二第二項」とする。

議長、副議長若しくは議員又はこれらの者であつた者が平成二十二年十二月に受けた第十一条の二第一項の規定によるその者の期末手当の額に相当する額の全部又は一部を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第九十九条の二の規定は、適用しない。

(国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正)

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「住居手当及び通勤手当」を削り、「当月分から退職又は死亡の当月分まで」を「日

から」に改め、同条に次の四項を加える。

- 2 議員秘書が退職した場合には、その日まで給料を支給する。ただし、国会議員の死亡又は衆議院の解散による国会議員の退職による退職の場合には、その月まで給料を支給する。
- 3 議員秘書が死亡した場合には、その月まで給料を支給する。
- 4 第一項及び第二項本文の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによつて計算する。
- 5 議員秘書の住居手当及び通勤手当は、採用の月から退職又は死亡の月まで支給する。

附則

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第一条中国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律附則に三項を加える改正規定(同法附則第十七項に係る部分に限る。)は公布の日から、第二条の規定は公布の日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の初日(公布の日から起算して三月を経過した日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

理由

国会議員の歳費月額及び期末手当の額を、当分の間、それぞれ三割及び五割削減し、あわせて国会議員が平成二十二年十二月に受けた期末手当を国庫に返納する場合について公職選挙法の寄附禁止の規定を適用しないことするとともに、国会議員の歳費及び文書通信交通滞在費並びに国会議員の秘書の給料について日割計算により支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)(第一条関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
第二条 議長及び副議長は、その選挙された日から歳費を受ける。議長又は副議長に選挙された議員は、その選挙された日の前日までの歳費を受ける。	第二条 議長及び副議長は、その選挙された当月分から歳費を受ける。議長又は副議長に選挙された議員は、その選挙された前月分までの歳費を受ける。
第三条 議員は、その任期が開始する日から歳費を受ける。ただし、再選挙又は補欠選挙により議員となつた者は、その選挙の行われた日から、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員は、その当選の確定した日からこれを受ける。	第三条 議員は、その任期が開始する当月分から歳費を受ける。ただし、再選挙又は補欠選挙により議員となつた者は、その選挙の行われた当月分から、更正決定又は繰上補充により当選人と定められた議員は、その当選の確定した当月分からこれを受ける。

第四条 議長、副議長及び議員が、任期満了、辞職、退職又は除名の場合には、その日までの歳費を受ける。

2 議長、副議長及び議員が死亡した場合には、その当月分までの歳費を受ける。

第四条の二 第二条、第三条又は前条第一項の規定により歳費を受ける場合であつて、月の初日から受けるとき以外のとき又は月の末日まで受けるとき以外のときは、その歳費の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによつて計算する。

第五条 衆議院が解散されたときは、衆議院の議長、副議長及び議員は、解散された当月分までの歳費を受ける。

第九条 各議院の議長、副議長及び議員は、公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため、文書通信交通滞在費として月額百万円を受ける。

2 〔略〕
第十一条 第三条から第六条までの規定は第九条の文書通信交通滞在費について、第九条第二項の規定は第八条の二の議会雑費並びに前条第一項の特殊乗車券及び航空券について準用する。

附則

① ⑬ 〔略〕

⑭ 平成二十二年七月分から国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第

号)の施行の日の属する月の前月分までの歳費について、月の初日以外の日に議長、副議長若しくは議員となつた者又は月の末日以外の日に衆議院の解散以外の事由により議長、副議長若しくは議員でなくなつた者が、当該事由が生じた月分の歳費として受けた額から、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算することとした場合

第四条 議長、副議長及び議員が、任期満了、辞職、退職、除名の場合又は死亡した場合には、その当月分までの歳費を受ける。

〔新設〕

〔新設〕

第五条 〔同上〕

第九条 〔同上〕

2 〔同上〕
第十一条 〔同上〕

附則

① ⑬ 〔同上〕

⑭ 当分の間、平成二十二年七月分以降の歳費について、月の初日以外の日に議長、副議長若しくは議員となつた者又は月の末日以外の日に衆議院の解散以外の事由により議長、副議長若しくは議員でなくなつた者が、当該事由が生じた月分の歳費として受けた額から、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算することとした場合(月の初日以外の日に議長又は副議長となつた者はその日の前日まで議員の歳費を受け、月の末日以外の日に議長又は副議長でなくなつた者はその日の翌日から議員の歳

(月の初日以外の日に議長又は副議長となつた者はその日の前日まで議員の歳費を受け、月の末日以外の日に議長又は副議長でなくなつた者はその日の翌日から議員の歳費を受けるものとして計算する。)にその月分の歳費として受けることとなる額を差し引いた額に相当する額の一部又は全部を国庫へ返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十九条の二の規定は、適用しない。

〔新設〕

⑮ 議長、副議長及び議員の歳費月額は、第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、当分の間、第一条に規定する額に百分の七十を乗じて得た額とする。

〔新設〕

⑯ 期末手当については、前項の規定の適用がある間、第十一条の二第二項中「受けるべき」とあるのは「附則第十五項の規定の適用がないものとした場合に受けるべき」と、「額」とあるのは「額に、百分の五十を乗じて得た額」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第十六項の規定により読み替えられた前項」と、第十一条の四「第十一條の二第二項」とあるのは「附則第十六項の規定により読み替えられた第十一條の二第二項」とする。

〔新設〕

⑰ 議長、副議長若しくは議員又はこれらの者であつた者が平成二十二年十二月に受けた第十一条の二第一項の規定によるその者の期末手当の額に相当する額の一部又は全部を国庫へ返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第百九十九条の二の規定は、適用しない。

○ 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)第二条関係 (傍線部分は改正部分)

改正案	現行	行
第十二条 (給料等の支給) 議員秘書の給料は、採用の日から	第十二条 (給料等の支給) 議員秘書の給料、住居手当及び通	

支給する。	
2 議員秘書が退職した場合には、その日までに給料を支給する。ただし、国会議員の死亡又は衆議院の解散による国会議員の退職による退職の場合には、その月まで給料を支給する。	勤手当は、採用の当月分から退職又は死亡の当月分までを支給する。 (新設)
3 議員秘書が死亡した場合には、その月まで給料を支給する。	(新設)
4 第一項及び第二項本文の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによつて計算する。	(新設)
5 議員秘書の住居手当及び通勤手当は、採用の月から退職又は死亡の月まで支給する。	(新設)

第一 国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

- 一 一定の非常勤職員に係る育児休業等の制度の導入
- 一 一定の常時勤務することを要しない国会議員(以下「非常勤職員」という。)について、子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で両議院の議長が協議して定める日まで育児休業をすることができるようになること。(第三条第一項関係)
- 二 一定の非常勤職員(再任用短時間勤務職員を除く。)について、三歳に達するまでの子を養育するため、一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないことをすることができるようになること。(第二十条第一項関係)

第二 施行期日等

- 一 この法律は、平成二十三年四月一日から施行すること。(附則第一条関係)
- 二 この法律の施行に伴い、関係法律について所要の規定の整備を行うこと。

国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「常時勤務することを要しない国会議員」を「第十九条第二項に規定する任期付短時間勤務国会議員」に改め、「その他」の下に「その任用の状況を加え、三歳に満たない」を削り、「達する日」の下に「常時勤務することを要しない国会議員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日までの間で両議院の議長が協議して定める日」を加える。

第十九条第二項中「国会議員」の下に「(次条において「任期付短時間勤務国会議員」という。)」を加える。

第二十条第一項中「常時勤務することを要しない国会議員(国会職員法第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。その他を「任期付短時間勤務国会職員その他その任用の状況が」に改め、「始期」の下に「常時勤務することを要しない国会職員(国会職員法第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。)にあつては、三歳」を加える。

附則第二条の前の見出し及び同条から附則第四条までを削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。
(厚生年金保険法の一部改正)

第二条 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

第二十三条の二第一項中「による休業の下に」に「国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八八号)第三条第一項の規定による育児休業」を加える。

理由

一般職の国家公務員の育児休業制度の拡充に準じて、一定の常時勤務することを要しない国会職員について、育児休業をすることができるようにする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○ 国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八八号) (傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第三条 国会職員(第十九条第二項に規定する任期付短時間勤務国会職員、臨時的に任用された国会職員その他その任用の状況がこれらに類する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)は、本属長の承認を受けて、当該国会職員の子を養育するため、当該子が三歳に達する日(常時勤務することを要しない国会職員にあつては、当該子の養育の事情に応じ、一歳に達する日から一歳六か月に達する日)までの間で両議院の議長が協議して定める日)まで、育児休業をすることができ、</p>	<p>第三条 国会職員(常時勤務することを要しない国会職員、臨時的に任用された国会職員その他これらに類する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)は、本属長の承認を受けて、当該国会職員の子(三歳に満たない)子を養育するため、当該子が三歳に達する日まで、育児休業をすることができ、ただし、当該子について、既に育児休業(当該子の出生の日から国会職員が出生した場合における国会職員法第二十四条の二の規定による休暇の期間を考慮して両議院の議長が協議して定める期間内に、国会職員(当該期間内に当該休</p>

(当該子の出生の日から国会職員が出生した場合における国会職員法第二十四条の規定による休暇の期間を考慮して両議院の議長が協議して定める期間内に、国会職員が当該期間内に当該休暇により勤務しなかつた国会職員を除く。)が当該子について最初の育児休業を除く。)をしたことがあるときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

2・3 (略)
 (育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務国会職員の任用)
 第十九条 (略)

2 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により任用された国会職員(次条において「任期付短時間勤務国会職員」という。)について準用する。

第二十条 本属長は、国会職員(任期付短時間勤務国会職員その他その任用の状況がこれに類する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該国会職員がその小学校就学の始期(常時勤務することを要しない国会職員(国会職員法第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員)と同項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。)にあつては、三歳)に達するまでの子を養育するため一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないこと(以下この条において「育児時間」という。)を承認することができる。

暇により勤務しなかつた国会職員を除く。)が当該子について最初の育児休業を除く。)をしたことがあるときは、両議院の議長が協議して定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

2・3 (同上)
 (育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務国会職員の任用)
 第十九条 (同上)

2 第七条第二項から第四項までの規定は、前項の規定により任用された国会職員について準用する。

第二十条 本属長は、国会職員(常時勤務することを要しない国会職員(国会職員法第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員)と同項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。)その他これに類する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該国会職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないこと(以下この条において「育児時間」という。)を承認することができる。

2・3・4 (略)

附則

この法律は、平成四年四月一日から施行する。

(削る)

2・3・4 (同上)

附則

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。
 (経過規定)

第二条 この法律の施行の際現に義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二号。次条において「女子教育職員等育児休業法」という。)第三条の規定による育児休業の許可を受けて育児休業をしている国会職員については、当該許可は第三条の規定による育児休業の承認とみなす。

(削る)

第三条 この法律の施行の際現に女子教育職員等育児休業法第十五条第一項の規定により臨時的に任用されている国会職員は、第七条の規定により臨時的に任用されている国会職員とみなす。

(削る)

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、両議院の議長が協議して定める。

○ 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号) 附則第二条関係 (傍線の部分は改正部分)

改正案

現行

(育児休業等を終了した際の改定)

(育児休業等を終了した際の改定)

第二十三条の二 厚生労働大臣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第一条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置に

第二十三条の二 厚生労働大臣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第一条第一号に規定する育児休業若しくは同法第二十三条第二項の育児休業に関する制度に準ずる措置若しくは同法第二十四条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により同項第二号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置に

<p>よる休業、国会議員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百八号)第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項(同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第百九十九号)第七号に係る部分に限る。において準用する場合を含む。の規定による育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定による育児休業(以下「育児休業等」という。を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日(以下この条において「育児休業等終了日」という。))において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、第二十一条の規定にかかわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間(育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。))に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>よる休業、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百九号)第三条第一項(同法第二十七条第一項及び裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第百九十九号)第七号に係る部分に限る。において準用する場合を含む。の規定による育児休業又は地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第二条第一項の規定による育児休業(以下「育児休業等」という。を終了した被保険者が、当該育児休業等を終了した日(以下この条において「育児休業等終了日」という。))において当該育児休業等に係る三歳に満たない子を養育する場合において、その使用される事業所の事業主を経由して厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、第二十一条の規定にかかわらず、育児休業等終了日の翌日が属する月以後三月間(育児休業等終了日の翌日において使用される事業所で継続して使用された期間に限るものとし、かつ、報酬支払の基礎となつた日数が十七日未満である月があるときは、その月を除く。))に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額を報酬月額として、標準報酬月額を改定する。</p> <p>2 (同上)</p>
---	---

第一
 一
 1 国会議員法の一部を改正する法律案要綱
 新たな人事評価制度の導入
 昇任、降任及び転任

1 国会議員の昇任及び転任は、各本属長が、国会議員の人事評価に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該命じようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。 (第三条の二第一項関係)

2 各本属長は、国会議員を降任させる場合には、当該国会議員の人事評価に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該命じようとする職についての適性を有すると認められる職を命ずるものとする。 (第三条の二第二項関係)

3 国際機関に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない国会議員の昇任、降任及び転任については、1及び2にかかわらず、各本属長が、人事評価以外の能力の実証に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該命じようとする職についての適性を判断して行うことができる。 (第三条の二第三項関係)

4 1から3までの標準的な職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、両議院の議長が協議して定めること。 (第三条の二第四項関係)

二 人事評価の実施

1 国会議員の職務については、各本属長は、定期的に人事評価を行わなければならないこと。 (第六条第一項関係)

2 人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定めること。 (第六条第二項関係)

3 各本属長は、1の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならないこと。 (第七条関係)

4 1から3までは、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員については、適用しないこと。 (第八条関係)

三 降給

1 国会議員は、両議院の議長が協議して定める事由に該当するときは、降給されるものとする。 (第九条第二項関係)

2 1により降給するときは、両議院の議長が協議して定める場合を除き、国会議員審査委員会の審査を経なければならないこと。 (第九条第三項関係)

四 本人の意に反する降任及び免職の場合
 本人の意に反する降任又は免職について、新たな人事評価制度を導入したことに伴い、所要の規定の整備を行うこと。 (第十一条第一項関係)

第二 施行期日等

一 この法律は、平成二十三年四月一日から施行すること。 (附則第一条関係)

二 この法律の施行に関し必要な経過措置その他所要の規定を整備すること。

国会議員法の一部を改正する法律案
 国会議員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
 第三条の二第五項中「各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員並びに国立国会図書館の専門調査員並びに」を削り、同条を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。
 第三条の二 国会議員の昇任(国会議員にその国会議員が現に命ぜられている職より上位の職制上の段階に属する職を命ずることをいう。以下同じ。)及び転任(国会議員にその国会議員が現に命ぜられている職以外の職を命ずることであつて昇任及び降任(国会議員にその国会議員が現に命ぜられ

ている職より下位の職制上の段階に属する職を命ずることをいう。以下同じ。に該当しないものをいう。以下同じ。は、各本属長が、国会議員の人事評価(任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、国会議員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ)に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力(職制上の段階の標準的な職の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として両議院の議長が協議して定めるものをいう。以下同じ)及び当該命じようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

各本属長は、国会議員を降任させる場合には、当該国会議員の人事評価に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該命じようとする職についての適性を有すると認められる職を命ずるものとする。

国際機関に派遣されたこと等の事情により、人事評価が行われていない国会議員の昇任、降任及び転任については、前二項の規定にかかわらず、各本属長が、人事評価以外の能力の実証に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該命じようとする職についての適性を判断して行うことができる。

前三項の標準的な職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、両議院の議長が協議して定める。

第三章の章名を削る。

第五条を次のように改める。

第五条 この章の規定(第二条の規定を除く。)は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員については、適用しない。

第五条の次に次の章名を付する。

第三章 人事評価

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条 国会議員の職務については、各本属長は、定期的に人事評価を行わなければならない。人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第七条 各本属長は、前条第一項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。

第四章の章名を削る。

第八条を次のように改める。

第八条 この章の規定は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員については、適用しない。

第八条の次に次の章名を付する。

第四章 分限及び保障

第九条に次の二項を加える。

第十六条 議院運営委員会会議録第十一号 平成二十二年十一月二十六日【参議院】

国会職員は、両議院の議長が協議して定める事由に該当するときは、降給されるものとする。前項の規定により降給するときは、両議院の議長が協議して定める場合を除き、国会職員審査委員会の審査を経なければならない。

第十一条第一項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれか」に改め、「該当するときは」の下に、「両議院の議長が協議して定めるところにより」を加え、同項第一号を次のように改める。

一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くないとき。

第十一条第一項第二号及び第三号中「ときを」ときを「とき」に改め、同項第四号中「又はを」ときを「又はに」ときを「とき」に改め、同条第二項中「乃至第三号」を「から第三号まで」に改める。

第十五条の六中「反して」の下に、「降給され」を加え、「取扱」を「取扱いに」、「者」を「もの」に改める。

附則 (施行期日) 第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置) 第二条 この法律の施行の日から起算して三年間は、この法律による改正後の国会職員法第三条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「評価をいう。以下同じ。」とあるのは「評価をいう。以下同じ。」又はその他の能力の実証」と、同条第二項中「人事評価」とあるのは「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

理由 国会職員について、新たな人事評価制度を導入し、その能力及び業績を把握した上で行われる勤務成績の評価に基づき昇任等を行うこととする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

改正案	現行
<p>○ 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)</p> <p>国会職員法の一部を改正する法律案 新旧対照表</p> <p>第三条の二 国会議員の昇任(国会職員にその国会職員が現に命ぜられている職より上位の職制上の段階に属する職を命ずることをいう。以下同じ)及び転任(国会職員にその国会職員が現に命ぜられている職以外の職を命ずることであつて昇任及び降任(国会職員にその国会職員が現に命ぜられている職より下位の職制上の段階に属する職を命ずることをいう。以下同じ)に該当</p>	<p>(新設)</p>

しないものをいう。以下同じ。は、各本属長が、国会職員の人事評価(任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、国会職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。)に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力(職制上の段階の標準的な職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として両議院の議長が協議して定めるものをいう。以下同じ。)及び当該命じようとする職についての適性を有すると認められる者の中から行うものとする。

② 各本属長は、国会職員を降任させる場合には、当該国会職員の人事評価に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該命じようとする職についての適性を有すると認められる職を命ずるものとする。

③ 国際機関に派遣されていたこと等の事情により、人事評価が行われていない国会職員の昇任、降任及び転任については、前二項の規定にかかわらず、各本属長が、人事評価以外の能力の実証に基づき、命じようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該命じようとする職についての適性を判断して行うことができる。

④ 前三項の標準的な職は、係員、係長、課長補佐、課長その他の職とし、職制上の段階及び職務の種類に応じ、両議院の議長が協議して定める。

第三条の三 (略)
②④ (略)

(新設)

(新設)

(新設)

第三条の二 (同上)
②④ (同上)

⑤ 前各項の規定は、非常勤の職員の採用については、適用しない。

(削る)

第五条 この章の規定第二条の規定を除く。は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員については、適用しない。

第三章 人事評価

第六条 国会職員の職務については、各本属長は、定期的に人事評価を行わなければならない。

② 人事評価の基準及び方法に関する事項その他の人事評価に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第七条 各本属長は、前条第一項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。

(削る)

第八条 この章の規定は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員については、適用しない。

第四章 分限及び保障

⑤ 前各項の規定は、各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員並びに国立国会図書館の専門調査員並びに非常勤の職員の採用については、適用しない。

第三章 異動及び在職年数

第五条 国会職員は、各議院事務局、各議院法制局、国立国会図書館、弾劾裁判所事務局及び訴追委員会事務局の間を、それぞれの資格に応じて、同等の条件を以てその所属を転ずることができる。

(新設)

第六条 各議院事務局の事務総長、常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長、副館長及び専門調査員を除き、国会職員又は国会職員以外の国家公務員は、それぞれの資格に応じて、同等の条件を以て、国会職員以外の国家公務員又は国会職員にその身分を転ずることができる。

(新設)

第七条 国会職員以外の国家公務員(官吏を含む。)としての在職年は、両議院の議長が協議して定める規程により、これを国会職員としての在職年とみなす。

第四章 分限及び保障

第八条 国会職員は、その意に反して個人的に減給をされることはない。但し、降任、休職又は懲戒による減給は、この限りでない。

(新設)

第九条 (略)

② 国会職員は、両議院の議長が協議して定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

③ 前項の規定により降給するときは、両議院の議長が協議して定める場合を除き、国会職員審査委員会の審査を経なければならぬ。

第十一条 国会職員が次の各号のいずれかに該当するときは、両議院の議長が協議して定めるところにより、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実に照らして、勤務実績が良くないとき。
- 二 身体又は精神の故障により、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 三 その他その職に必要な適格性を欠くとき。
- 四 廃職となり、又は定員改正により過員を生じたとき。

② 前項第一号から第三号までの規定により降任し、又は免職するときは、国会職員審査委員会の審査を経なければならない。

第十五条の六 国会職員で、その意に反して、降給され、降任され、休職され、免職され、その他著しく不利益な処分若しくは取扱を受け、又は懲戒処分を受けたもの苦情の処理に関しては、衆議院の事務局及び法制局並びに訴追委員会事務局の職員については衆議院議長が衆議院の議院運営委員会に諮つて定め、参議院の事務局及び法制局並びに弾劾裁判所事務局の職員については参議院議長が参議院の議院運営委員会に諮つて定め、国立国会図書館の職員については国立国会図書館の館長が両議院の議院運営委員会の承認を経て定めるところによる。

第九条 (同上)

(新設) ② 前項第一号乃至第三号の規定により降任し、又は免職するときは、国会職員審査委員会の審査を経なければならない。

第十五条の六 国会職員で、その意に反して、降任され、休職され、免職され、その他著しく不利益な処分若しくは取扱を受け、又は懲戒処分を受けた者の苦情の処理に関しては、衆議院の事務局及び法制局並びに訴追委員会事務局の職員については衆議院議長が衆議院の議院運営委員会に諮つて定め、参議院の事務局及び法制局並びに弾劾裁判所事務局の職員については参議院議長が参議院の議院運営委員会に諮つて定め、国立国会図書館の職員については国立国会図書館の館長が両議院の議院運営委員会の承認を経て定めるところによる。

第十一条 国会職員が左の各号の一に該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- 一 勤務実績が著しくよくないとき
- 二 身体又は精神の故障により、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 三 その他その職に必要な適格性を欠くとき。
- 四 廃職となり又は定員改正により過員を生じたとき。

② 前項第一号乃至第三号の規定により降任し、又は免職するときは、国会職員審査委員会の審査を経なければならない。

第十五条の六 国会職員で、その意に反して、降任され、休職され、免職され、その他著しく不利益な処分若しくは取扱を受け、又は懲戒処分を受けた者の苦情の処理に関しては、衆議院の事務局及び法制局並びに訴追委員会事務局の職員については衆議院議長が衆議院の議院運営委員会に諮つて定め、参議院の事務局及び法制局並びに弾劾裁判所事務局の職員については参議院議長が参議院の議院運営委員会に諮つて定め、国立国会図書館の職員については国立国会図書館の館長が両議院の議院運営委員会の承認を経て定めるところによる。

国会職員の給与等に関する規程案

(国会職員の給与等に関する規程の一部改正) 第一条 国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項中「この条の下に」及び附則第四項第四号を加え、同条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百五十」に、「百分の百五十」を「百分の百三十五」に改め、「次条の下に」及び附則第七項を加え、「百分の百三十」を「百分の百十五」に、「百分の百十五」を「百分の七十五」に改め、同条第三項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の百三十五」と、「百分の八十五」と、「百分の百三十」を「百分の百十五」に、「百分の百十五」を「百分の七十五」に、「百分の八十五」を、「百分の七十五」に、「百分の四十五」を「百分の四十」に改め、同条第四項中「死亡した日現在」の下に「附則第四項第四号において同じ。」を加える。

第七条の四第一項中「この条の下に」及び附則第四項第五号を加え、同条第二項第一号イ中「次項の下に」及び附則第四項第五号を加え、「百分の七十」を「百分の六十五」に、「百分の九十」を「百分の八十五」に改め、同号ロ中「百分の八十」を「百分の七十五」に改め、同項第二号イ中「百分の三十五」を「百分の三十」に、「百分の四十」を「百分の三十五」に改め、同号ロ中「六月に支給する場合には及び」十二月に支給する場合には及び「百分の四十五」を削る。

第十五条第一項中「三万五千二百円」を「三万五千五百円」に改める。

附則第四項を次のように改める。
4 半分の間 国会職員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける国会職員(再任用職員及び両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定国会職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定国会職員が五十五歳に達した日以後における最初の四月一日(特定国会職員以外の者が五十五歳に達した日以後における最初の四月一日後に特定国会職員となつた場合にあつては、特定国会職員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- 一 給料月額 当該特定国会職員の給料月額(当該特定国会職員が附則第二項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。)に百分の一・五を乗じて得た額(当該特定国会職員の給料月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該特定国会職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額(当該特定国会職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合)以下この項、附則第六項及び第七項において「最低号給に達しない場合」という。)にあつては、当該特定国会職員の給料月額から当該特定国会職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第六項において「給料月額減額基礎額」という。)
- 二 地域手当 当該特定国会職員の給料月額に対する地域手当の月額に百分の一・五を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額)
- 三 広域異動手当 当該特定国会職員の給料月額に対する広域異動手当の月額に百分の一・五を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する広域異動手

別表第一 特別給料表(第一条関係)

職名	給料月額
各議院事務局の事務総長 各議院法制局の法制局長 国立国会図書館の館長	一、四四一、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員 国立国会図書館の専門調査員	三号給 一、〇六〇、〇〇〇円 二号給 九八九、〇〇〇円 一号給 九一七、〇〇〇円
各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事	十二号給 五九八、〇〇〇円 十一号給 五六六、三〇〇円 十号給 五三五、二〇〇円 九号給 五〇二、六〇〇円 八号給 四七一、三〇〇円 七号給 四四一、四〇〇円 六号給 四〇五、二〇〇円 五号給 三六五、九〇〇円 四号給 三二九、二〇〇円 三号給 二九七、三〇〇円 二号給 二七四、二〇〇円 一号給 二五九、一〇〇円

別表第二 指定職給料表(第一条関係)

号	給料月額
	円
1	724,000
2	780,000
3	838,000
4	917,000
5	989,000
6	1,060,000
7	1,135,000
8	1,204,000

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第三 行政職給料表（第一条関係）

イ 行政職給料表（一）

職員の区分	職級の号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800	535,100
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900	538,300
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000	541,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000	544,700
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100	547,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200	549,700
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300	552,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300	554,700
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400	556,600
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600	560,300
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600	562,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000	563,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400	565,100
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800	566,600
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300	568,100
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800	569,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300	570,500
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800	571,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000	572,900
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300	
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100	
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000	
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900	
	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800	

	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	
	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200		
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000		
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800		
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400		
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200		
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000		
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800		
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400		
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200		
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000		
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800		
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400		
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200		
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000		
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800		
	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400		
再任	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000			
用職	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700			
員以	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400			
外の										
職員	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900			
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500			
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200			
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900			
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400			
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100			
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800			
	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500			
	73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000			
	74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700			
	75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400			
	76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100			

77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600			
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000				
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700				
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400				
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900				
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600				
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300				
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000				
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500				
86	239,700	295,700	344,500	385,700					
87	240,400	296,100	345,000	386,300					
88	241,100	296,500	345,500	386,900					
89	241,900	296,800	345,900	387,600					
90	242,400	297,200	346,400	388,200					
91	242,900	297,600	346,900	388,800					
92	243,400	298,000	347,400	389,400					
93	243,700	298,200	347,700	390,100					
94		298,600	348,200						
95		299,000	348,700						
96		299,400	349,200						
97		299,600	349,500						
98		300,000	350,000						
99		300,400	350,500						
100		300,800	351,000						
101		301,000	351,300						
102		301,400	351,700						
103		301,800	352,100						
104		302,200	352,500						
105		302,400	353,000						
106		302,800	353,400						
107		303,200	353,800						
108		303,600	354,200						
109		303,800	354,700						
110		304,200	355,100						
111		304,600	355,500						
112		305,000	355,900						
113		305,200	356,400						
114		305,600							
115		306,000							
116		306,400							

117	306,600										
118	306,900										
119	307,200										
120	307,500										
121	307,900										
122	308,200										
123	308,500										
124	308,800										
125	309,200										
再任用職員	186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600	532,000	

備考 (一) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。
 (二) 2級の1号給を受ける国会職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた国会職員で両議院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

ロ 行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,300
	22	143,100	200,000	225,400	273,100	315,700
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,100
	24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	328,900
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,100
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,400
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,700
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,900
	36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,200

	37	165,800	218,800	247,200	289,000	336,500
	38	167,500	220,100	248,600	289,900	337,800
	39	169,200	221,400	250,000	290,800	339,100
	40	170,900	222,700	251,400	291,800	340,400
	41	172,500	223,800	252,600	292,700	341,600
	42	173,900	225,000	253,900	293,700	342,800
	43	175,300	226,200	255,200	294,700	344,000
	44	176,700	227,400	256,500	295,700	345,200
	45	178,200	228,600	257,600	296,500	346,300
	46	179,600	229,800	258,800	297,400	347,400
	47	181,000	231,000	260,000	298,300	348,500
	48	182,400	232,200	261,200	299,200	349,600
	49	183,700	233,400	262,500	300,100	350,800
	50	184,900	234,600	263,700	301,000	351,800
	51	186,100	235,800	264,900	301,900	352,800
	52	187,300	237,000	266,000	302,800	353,800
	53	188,400	238,200	267,100	303,600	354,800
	54	189,500	239,200	268,300	304,400	355,700
	55	190,600	240,200	269,500	305,200	356,600
	56	191,700	241,200	270,700	306,000	357,500
	57	192,800	242,300	271,700	306,800	358,400
	58	193,900	243,300	272,800	307,600	359,300
	59	195,000	244,300	273,900	308,400	360,200
	60	196,100	245,300	275,000	309,200	361,100
	61	197,200	246,300	276,100	309,800	362,000
	62	198,100	247,200	277,200	310,500	362,900
	63	199,000	248,100	278,300	311,200	363,800
	64	199,900	249,000	279,400	311,900	364,700
	65	200,600	250,000	280,300	312,600	365,300
	66	201,400	250,800	281,100	313,200	365,900
	67	202,200	251,600	281,900	313,800	366,500
	68	203,000	252,400	282,800	314,400	367,100
再任	69	203,600	253,200	283,700	315,100	367,600
用職	70	204,200	253,800	284,500	315,600	
員以	71	204,700	254,400	285,300	316,100	
外の	72	205,300	255,000	286,100	316,600	
職員	73	205,900	255,300	287,000	316,900	
	74	206,600	255,700	287,800	317,400	
	75	207,300	256,200	288,600	317,900	
	76	208,100	256,700	289,400	318,400	

77	208,500	257,300	290,200	318,700
78	209,200	257,800	290,800	319,100
79	209,900	258,300	291,400	319,500
80	210,600	258,800	292,000	319,900
81	211,300	259,200	292,500	320,400
82	212,000	259,500	293,100	320,800
83	212,700	259,800	293,700	321,200
84	213,400	260,100	294,300	321,600
85	214,100	260,500	294,800	322,000
86	214,800	260,900	295,400	322,400
87	215,500	261,300	296,000	322,800
88	216,200	261,700	296,600	323,200
89	216,800	261,900	297,000	323,500
90	217,400	262,300	297,500	323,900
91	218,000	262,700	298,000	324,300
92	218,600	263,100	298,500	324,700
93	219,100	263,500	299,000	325,000
94	219,600	263,900	299,500	325,400
95	220,100	264,300	300,000	325,800
96	220,600	264,700	300,500	326,200
97	221,200	264,900	300,900	326,500
98	221,700	265,200	301,400	326,900
99	222,200	265,400	301,900	327,300
100	222,700	265,700	302,400	327,700
101	223,300	266,100	302,800	328,000
102	223,900	266,300	303,200	
103	224,500	266,600	303,600	
104	225,100	266,900	304,000	
105	225,500	267,200	304,400	
106	226,000	267,500	304,800	
107	226,500	267,800	305,200	
108	227,000	268,100	305,600	
109	227,200	268,400	306,000	
110	227,600	268,700	306,400	
111	228,100	269,000	306,800	
112	228,600	269,300	307,200	
113	229,100	269,600	307,500	
114	229,600	269,900	307,900	
115	230,100	270,200	308,300	
116	230,600	270,500	308,700	

	117	231,000	270,800	309,000		
	118	231,400	271,100	309,400		
	119	231,800	271,400	309,800		
	120	232,200	271,700	310,200		
	121	232,600	271,900	310,500		
	122		272,200	310,900		
	123		272,500	311,300		
	124		272,800	311,700		
	125		272,900	311,900		
	126		273,200	312,300		
	127		273,500	312,700		
	128		273,800	313,100		
	129		273,900	313,300		
	130		274,200	313,700		
	131		274,500	314,100		
	132		274,800	314,500		
	133		274,900	314,700		
	134		275,200			
	135		275,500			
	136		275,800			
	137		275,900			
再任用職員		192,200	203,500	225,700	247,000	278,800

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表（第一条関係）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	149,800	185,800	222,900	283,000	310,600	329,100
	2	151,300	187,600	224,800	285,300	312,900	331,500
	3	152,800	189,400	226,700	287,600	315,200	333,900
	4	154,400	191,200	228,500	289,900	317,500	336,300
	5	155,700	192,800	230,200	292,200	319,900	338,700
	6	157,200	194,600	231,900	294,500	322,200	341,100
	7	158,700	196,400	233,600	296,800	324,500	343,500
	8	160,200	198,200	235,200	299,100	326,800	345,900
	9	161,600	200,000	236,700	301,400	329,200	348,300
	10	164,300	201,800	238,800	303,700	331,500	350,500
	11	166,900	203,600	240,800	306,000	333,800	352,900
	12	169,500	205,400	242,900	308,300	336,000	355,300
	13	172,200	207,000	244,700	310,600	338,400	357,700
	14	173,900	208,900	247,000	312,900	340,700	360,100
	15	175,600	210,800	249,200	315,200	343,000	362,500
	16	177,300	212,700	251,400	317,500	345,300	364,900
	17	178,800	214,600	253,400	319,800	347,400	367,200
	18	180,600	216,500	255,700	322,100	349,700	370,200
	19	182,400	218,400	258,000	324,400	351,900	373,200
	20	184,200	220,300	260,300	326,700	354,100	376,100
	21	185,800	222,000	262,500	329,000	356,200	379,000
	22	187,300	223,900	264,800	331,200	358,400	381,400
	23	188,800	225,800	267,100	333,500	360,600	383,900
	24	190,300	227,700	269,300	335,600	362,700	386,300
	25	191,600	229,300	271,600	337,800	364,800	388,600
	26	192,900	231,000	273,800	340,000	367,200	391,100
	27	194,200	232,600	276,000	342,200	369,600	393,600
	28	195,500	234,300	278,200	344,400	372,000	396,100
	29	196,900	236,000	280,200	346,600	374,400	398,400
	30	198,200	237,500	282,300	348,800	376,500	400,400
	31	199,500	239,000	284,400	351,000	378,600	402,600
	32	200,800	240,500	286,500	353,200	380,700	404,800
	33	202,000	241,900	288,500	355,200	382,700	406,800
	34	203,300	243,300	290,600	357,200	384,000	408,800
	35	204,600	244,700	292,700	359,200	385,300	410,800
	36	205,900	246,200	294,800	361,200	386,600	412,800
	37	207,100	247,500	296,900	363,200	387,800	414,600
	38	208,200	248,900	298,900	365,100	388,800	416,500
	39	209,300	250,300	300,900	367,100	389,900	418,400
	40	210,400	251,700	302,900	369,100	391,000	420,300

	41	211,600	253,100	305,000	371,000	391,900	422,100
	42	212,500	254,200	307,000	372,800	393,000	423,400
	43	213,400	255,300	309,000	374,600	394,100	424,700
	44	214,300	256,400	311,000	376,400	395,200	426,000
	45	215,100	257,400	312,900	378,100	396,100	427,400
	46	215,700	258,400	314,900	378,900	397,000	428,700
	47	216,200	259,400	316,900	379,700	397,900	430,000
	48	216,800	260,400	318,900	380,500	398,800	431,300
	49	217,400	261,200	320,500	381,200	399,600	432,500
	50	217,800	261,900	322,400	381,800	400,500	433,800
	51	218,200	262,700	324,300	382,400	401,400	435,100
	52	218,600	263,500	326,200	383,000	402,200	436,300
	53	219,000	264,300	328,100	383,500	402,900	437,500
	54	219,400	265,100	330,000	384,100	403,700	438,400
	55	219,800	265,900	331,900	384,700	404,500	439,300
	56	220,200	266,700	333,800	385,300	405,300	440,200
	57	220,400	267,500	335,500	385,800	406,200	441,100
	58	220,800	268,100	337,100	386,400	407,100	441,900
	59	221,200	268,700	338,700	387,000	408,000	442,700
	60	221,600	269,300	340,300	387,600	408,900	443,500
再任 用職 員以 外の 職員	61	222,100	269,800	341,900	388,100	409,700	444,400
	62	222,500	270,400	343,100	388,800	410,500	445,200
	63	222,900	271,000	344,200	389,500	411,300	446,000
	64	223,300	271,600	345,400	390,200	412,100	446,800
	65	223,800	271,900	346,400	390,700	412,700	447,500
	66		272,500	347,400	391,400	413,500	448,300
	67		273,100	348,400	392,100	414,300	449,100
	68		273,700	349,400	392,800	415,100	449,900
	69		274,300	350,400	393,400	415,700	450,600
	70		274,900	351,300	394,100	416,500	451,400
	71		275,500	352,200	394,800	417,300	452,200
	72		276,100	353,100	395,500	418,100	453,000
	73		276,500	354,000	396,000	418,700	453,700
	74		276,900	354,700	396,700	419,500	454,500
	75		277,300	355,400	397,400	420,300	455,300
	76		277,700	356,100	398,100	421,100	456,100
	77		278,000	356,600	398,700	421,700	456,800
	78		278,400	357,200	399,400		
	79		278,800	357,800	400,100		
	80		279,200	358,400	400,800		
	81		279,500	359,000	401,400		
	82		279,900	359,700	402,100		
	83		280,300	360,400	402,800		
	84		280,700	361,100	403,500		

85		280,900	361,600	404,100		
86		281,300	362,200			
87		281,700	362,800			
88		282,100	363,400			
89		282,400	364,100			
90		282,700	364,700			
91		283,000	365,300			
92		283,300	365,900			
93		283,600	366,400			
94		283,900	366,900			
95		284,200	367,400			
96		284,500	367,900			
97		284,700	368,500			
98		285,100	369,100			
99		285,500	369,700			
100		285,900	370,300			
101		286,100	370,700			
102		286,400	371,200			
103		286,700	371,700			
104		287,000	372,200			
105		287,300	372,700			
106		287,600	373,200			
107		287,900	373,700			
108		288,200	374,200			
109		288,500	374,700			
110		288,900	375,200			
111		289,300	375,700			
112		289,700	376,200			
113		289,900	376,700			
再任用職員	181,400	208,600	283,200	314,300	344,300	378,000

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表（第一条関係）

職員の区分	職務級の号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	158,300	200,200	240,100	292,600	324,400	349,100
	2	160,200	202,200	241,900	294,900	326,800	351,400
	3	162,100	204,200	243,700	297,200	329,200	353,700
	4	164,000	206,200	245,500	299,500	331,600	356,000
	5	165,900	208,200	247,400	301,800	333,800	358,100
	6	167,900	210,200	249,300	304,100	336,000	360,300
	7	169,800	212,200	251,200	306,400	338,300	362,500
	8	171,800	214,200	253,100	308,700	340,600	364,700
	9	173,600	216,300	254,800	310,900	343,000	366,800
	10	175,400	218,100	256,700	313,100	345,300	369,000
	11	177,200	219,900	258,600	315,300	347,600	371,200
	12	179,000	221,700	260,400	317,500	349,900	373,400
	13	180,900	223,600	262,100	319,800	352,100	375,600
	14	183,200	225,500	263,700	322,100	354,300	377,800
	15	185,500	227,400	265,300	324,400	356,500	380,000
	16	187,800	229,300	266,800	326,700	358,700	382,200
	17	190,000	231,000	268,100	328,900	361,000	384,100
	18	192,600	232,900	270,000	331,200	363,200	386,200
	19	195,100	234,800	271,800	333,400	365,400	388,400
	20	197,600	236,700	273,600	335,700	367,600	390,500
	21	200,000	238,500	275,200	338,000	369,700	392,700
	22	201,800	240,100	277,100	340,200	371,700	394,900
	23	203,600	241,700	279,000	342,400	373,800	397,100
	24	205,400	243,300	280,900	344,600	375,900	399,300
	25	207,300	245,000	282,600	346,700	377,800	401,300
	26	209,200	246,600	284,900	348,900	380,000	403,500
	27	211,100	248,200	287,200	351,100	382,200	405,700
	28	213,000	249,800	289,500	353,300	384,400	407,900
	29	214,700	251,300	291,900	355,400	386,700	410,200
	30	216,500	252,800	293,900	357,600	388,800	412,300
	31	218,300	254,400	295,900	359,800	390,900	414,400
	32	220,100	256,000	297,900	362,000	393,000	416,500
	33	221,800	257,200	299,800	363,800	395,200	418,500
	34	223,500	258,800	301,800	365,900	397,300	420,200
	35	225,200	260,300	303,800	367,900	399,400	422,000
	36	226,900	261,900	305,800	370,000	401,400	423,800
	37	228,500	263,200	307,700	372,100	403,300	425,700
	38	230,300	264,700	309,800	374,300	405,300	427,500
	39	232,100	266,200	311,900	376,500	407,300	429,300
	40	233,900	267,600	314,000	378,700	409,300	431,100
	41	235,500	269,200	315,900	380,700	411,100	433,000
	42	237,100	270,900	318,000	382,800	412,700	434,700
	43	238,700	272,600	320,100	384,900	414,300	436,400
	44	240,300	274,200	322,200	387,000	415,900	438,100

	45	241,800	275,900	324,100	388,900	417,500	439,800
	46	243,300	277,700	326,100	390,800	419,200	441,200
	47	244,800	279,500	328,100	392,700	420,900	442,600
	48	246,300	281,300	330,100	394,600	422,600	444,000
	49	247,800	283,200	332,100	396,400	424,100	445,200
	50	249,200	285,000	334,000	398,200	425,200	446,500
	51	250,700	286,800	336,000	400,000	426,300	447,800
	52	252,200	288,600	338,000	401,700	427,400	449,100
	53	253,400	290,500	339,800	403,600	428,400	450,400
	54	254,900	292,400	341,800	405,300	429,300	451,100
	55	256,300	294,300	343,800	407,000	430,200	451,800
	56	257,800	296,200	345,800	408,700	431,000	452,500
	57	259,100	297,900	347,500	410,500	431,700	453,200
	58	260,600	299,700	349,500	411,900	432,400	453,900
	59	262,100	301,500	351,500	413,300	433,200	454,600
	60	263,600	303,300	353,500	414,700	434,000	455,300
	61	264,900	305,000	355,400	415,900	434,600	455,900
	62	266,500	306,800	357,600	417,000	435,200	456,600
	63	268,200	308,600	359,800	418,100	435,800	457,300
	64	269,800	310,400	362,000	419,200	436,400	458,000
	65	271,200	312,000	364,000	420,100	437,000	458,500
	66	272,900	313,700	366,100	421,100	437,600	459,200
	67	274,600	315,400	368,200	422,100	438,200	459,900
	68	276,300	317,100	370,300	423,100	438,800	460,600
	69	277,900	318,700	372,300	424,000	439,200	461,100
再任	70	279,500	320,300	373,900	424,600	439,800	461,800
用職	71	281,100	321,900	375,400	425,200	440,400	462,500
員以	72	282,700	323,500	377,000	425,800	441,000	463,200
外の	73	284,300	324,800	378,500	426,500	441,700	463,700
職員	74	285,800	326,500	380,000	427,100	442,300	464,400
	75	287,300	328,200	381,500	427,700	442,900	465,100
	76	288,800	329,900	382,900	428,300	443,500	465,800
	77	290,400	331,700	384,300	428,900	444,100	466,300
	78	292,000	333,400	385,600	429,500	444,700	
	79	293,600	335,000	386,900	430,100	445,300	
	80	295,200	336,700	388,200	430,600	445,900	
	81	296,600	338,400	389,400	431,000	446,600	
	82	298,100	340,100	390,700	431,600	447,200	
	83	299,600	341,800	392,000	432,200	447,800	
	84	301,100	343,500	393,300	432,800	448,400	
	85	302,400	345,200	394,700	433,300	449,100	
	86	303,900	346,800	395,500	433,900		
	87	305,400	348,400	396,300	434,500		
	88	306,900	350,000	397,100	435,100		
	89	308,400	351,400	397,800	435,700		
	90	309,800	352,900	398,500	436,300		
	91	311,200	354,400	399,200	436,900		
	92	312,600	355,900	399,900	437,500		

93	313,800	357,500	400,700	438,100
94	315,300	359,000	401,300	
95	316,800	360,500	401,900	
96	318,300	362,000	402,500	
97	319,800	363,400	403,200	
98	321,300	364,600	403,800	
99	322,800	365,700	404,400	
100	324,300	366,900	405,000	
101	325,600	368,100	405,600	
102	327,000	369,200	406,100	
103	328,400	370,400	406,600	
104	329,800	371,600	407,100	
105	331,200	372,800	407,700	
106	332,600	373,400	408,200	
107	334,000	374,000	408,700	
108	335,400	374,600	409,200	
109	336,900	375,300	409,700	
110	338,200	375,900	410,200	
111	339,500	376,500	410,700	
112	340,800	377,100	411,200	
113	342,000	377,700	411,500	
114	343,100	378,300	412,000	
115	344,200	378,900	412,500	
116	345,300	379,500	413,000	
117	346,500	380,000	413,300	
118	347,500	380,600	413,800	
119	348,500	381,200	414,300	
120	349,500	381,800	414,800	
121	350,600	382,200	415,100	
122	351,600	382,700	415,600	
123	352,600	383,200	416,100	
124	353,600	383,700	416,600	
125	354,700	384,300	416,900	
126	355,300	384,800		
127	355,900	385,300		
128	356,500	385,800		
129	357,000	386,100		
130	357,500	386,600		
131	358,000	387,100		
132	358,500	387,600		
133	359,000	387,900		
134	359,500	388,400		
135	360,000	388,800		
136	360,500	389,300		
137	361,000	389,600		
138	361,500	390,100		
139	361,900	390,600		
140	362,400	391,100		

	141	362,900	391,400				
	142	363,400					
	143	363,900					
	144	364,400					
	145	364,700					
	146	365,100					
	147	365,600					
	148	366,100					
	149	366,400					
	150	366,900					
	151	367,400					
	152	367,900					
	153	368,200					
再任用職員		251,900	257,100	288,800	314,600	333,000	360,300

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

第二条 国会職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

第一条第八項中「同日前」の下に「において両議院の議長が協議して定める日以前」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該国会職員が国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第二十八条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして両議院の議長が協議して定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

第一条第九項中「同項」を「同項前段」に、「勤務した」を「勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない」に改め、同条第十二項中「国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）を「法」に改める。

第七條の三第二項中「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に、「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百十五」を「百分の百十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十二・五」に、「百分の七十五」を「百分の七十七・五」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百二・五」に、「百分の百五十五」を「百分の百五十二・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十二・五」に、「百分の七十五」を「百分の七十七・五」に改める。

第七條の四第一項中「対し、」の下に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第二項第一号イ中「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に、「百分の八十五」を「百分の八十七・五」に改め、同号ロ中「百分の七十五」を「百分の七十七・五」に改め、同項第二号イ中「百分の三十」を「百分の三十二・五」に、「百分の四十」を「百分の四十二・五」に改める。

附則第七項中「百分の〇・九七五」を「百分の一・〇一二五」に、「百分の一・二七五」を「百分の一・三一二五」に、「百分の六十五」を「百分の六十七・五」に、「百分の八十五」を「百分の八十七・五」に改める。

（特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部改正）

第三条 特定任期付職員の給与の特例に関する規程（平成十九年十一月二十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表を次のように改める。

号	給	給料月額 円
1		375,000
2		424,000
3		477,000
4		543,000
5		620,000
6		724,000
7		848,000

第三条第二項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改める。

第四条 特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条の二第一項を「第三条の三第一項」に改める。

第三条第二項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十五」を「百分の百四十二」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

（国会職員の給与等に関する規程の一部改正）

第五条 国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（平成十七年十月二十八日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

附則第十一条第一項中「相当する額」の下に「（国会職員の給与等に関する規程附則第四項の規定により給与が減ぜられて支給される国会職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額）を加え、同項第一号中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に改め、同項第二号中「百分の九十九・六八」を「百分の九十九・四四」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる国会職員以外の国会職員 百分の九十九・八三

附則

（施行期日）

第一条 この規程は、平成二十二年 月 日から施行する。ただし、第二条及び第四条並びに附則第四条及び第五条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

（平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

第二条 平成二十二年十二月に支給する期末手当の額は、第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程第七條の三第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで（育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程（平成十九年五月九日両院議長決定）第二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第十四條又は附則第四項の規定にかかわらず、これらの規定（国会職員の給与等に関する規程第十四條第一項の規定によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第 号）附則第三条の規定を除く。）により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

一 平成二十二年四月一日（同月二日から同年十二月一日までの間に国会職員（国会職員の給与等に関する規程第十五條に規定する国会職員を除く。以下この条において同じ。）以外の者又は国会職員であつて適用される給料表並びにその職名若しくは職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職名又は職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（第一条の規定による改正後の国

会議員の給与等に関する規程附則第四項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(平成十七年十月二十八日両院議長決定)附則第十一条の規定の適用を受けない国会議員に限る。)からこれらの国会議員以外の国会議員(以下この項において「減額改定対象国会議員」という。)となった者(平成二十二年四月一日に減額改定対象国会議員であった者で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定めるものを除く。)にあつては、その減額改定対象国会議員となった日(当該日が二以上あるときは、当該日のうち両議院の議長が協議して定める日)において減額改定対象国会議員が受けるべき給料、扶養手当、給料の特別調整額、業務調整手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当(国会議員の給与等に関する規程第七条第一項の規定によりその例によることとされる一般職の職員に給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十二条の第二項に規定する人事院規則で定める額を除く。)の月額(合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日(以下この号において「施行日」という。)の属する月の前月までの月数(同年四月一日から施行日の前日までの期間において、在職しなかつた期間、給料を支給されなかつた期間、減額改定対象国会議員以外の国会議員であつた期間その他の両議院の議長が協議して定める期間がある国会議員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して両議院の議長が協議して定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職名又は職務の級	号給
特別給料表	各議院事務局の議長又は副議長 長の秘書事務をつかさどる参事	一号給から五号給まで
行政職給料表(一)	一級	一号給から九十三号給まで
	二級	一号給から六十四号給まで
	三級	一号給から四十八号給まで
	四級	一号給から三十二号給まで
	五級	一号給から二十四号給まで
	六級	一号給から十六号給まで
	七級	一号給から四号給まで
行政職給料表(二)	一級	一号給から百八号給まで
	二級	一号給から七十二号給まで
	三級	一号給から六十四号給まで

速記職給料表

四級	一号給から三十六号給まで
五級	一号給から二十号給まで
一級	一号給から六十五号給まで
二級	一号給から六十四号給まで
三級	一号給から四十八号給まで
四級	一号給から二十三号給まで
五級	一号給から十六号給まで
六級	一号給から九号給まで
一級	一号給から九十二号給まで
二級	一号給から七十二号給まで
三級	一号給から五十六号給まで
四級	一号給から三十二号給まで
五級	一号給から二十四号給まで
六級	一号給から十六号給まで

議院警察職給料表

二 平成二十二年六月一日において減額改定対象国会議員であつた者(任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定める者を除く。)に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に百分の〇・二八を乗じて得た額

2 平成二十二年四月一日から同年十二月一日までの間において一般職の職員に関する法律の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定める者であつた者から引き続き新たに国会職員となつた者で任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び一般職の職員に給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける者その他両議院の議長が協議して定める者との権衡を考慮して両議院の議長が協議して定める額」とする。

(平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した国会職員に関する説替へ)

第三条 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した国会職員に対する第一条の規定による改正後の国会議員の給与等に関する規程附則第四項の規定の適用については、同項中「当該特定国会職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「国会議員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程(平成二十二年 月 日両院議長決定)の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成二十三年四月一日における号給の調整)

第四条 平成二十三年四月一日において四十三歳に満たない国会職員(同日において、その職務の級における最高の号給を受ける国会職員及び特別給料表、指定職給料表又は特定任期付職員の給与の特例に関する規程第二条第一項に規定する給料表の適用を受ける国会職員を除く。)のうち、平成二十二年一月一日において国会職員の給与等に関する規程第一条第八項の規定により昇給した国会職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)その他当該国会職員との権衡上必要があると認められるものとして両議院の議長が協議して定める国会職員の平成二十三年四月一日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合、同日に受けることとなる号給の一号給上位の号給とする。

2 国会職員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第八号)第十三条に規定する育児短時間勤務国会職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程第三条の規定により読み替えられた国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 前項の規定は、国会職員の育児休業等に関する法律第十八条の規定により育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている国会職員について準用する。

4 国会職員の育児休業等に関する法律第十九条第二項に規定する任期付短時間勤務国会職員に対する第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額、当該号給に応じた額に、育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程第六条の規定により読み替えられた国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(人事評価に関する経過措置)
第五条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日後一年間において行われる第二条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程第一条第八項の規定による昇給については、同項中「日以前一年間」とあるのは「期間」と、「同日」とあるのは「当該期間の末日」とする。

2 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から起算して三年間は、第二条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程第七条の四第一項の規定の適用については、同項中「人事評価」とあるのは、「人事評価又はその他の能力の実証」とする。

(両院議長協議決定への委任)
第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

(国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第七条 国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

附則第二条第六項中「次条の規定を除く。」を削る。
附則第三条を次のように改める。

(国会職員の給与等に関する規程附則第四項の規定により給与が減せられて支給される国会職員に関する読替え)

第三条 国会職員の給与等に関する規程附則第四項の規定により給与が減せられて支給される国会職員に対する第十六条第三項の規定の適用については、同項中「同条第二項」とあるのは、「給与規程附則第六項」とする。

(育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程の一部改正)

第八条 育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程の一部を次のように改正する。

附則第二条を次のように改める。

(給与規程附則第四項の規定により給与が減せられて支給される育児短時間勤務国会職員等に関する読替え)

第二条 育児短時間勤務国会職員に対する給与規程附則第四項第一号、第四号及び第五号の規定の適用については、同項第一号中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程(平成十九年五月九日両院議長決定)第三条の規定により読み替えられた勤務時間規程第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額」と、「同項」とあるのは「附則第二項」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第四号及び第五号中「給料月額並びに」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額並びに」と、「給料月額」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

2 国会職員の育児休業等に関する法律第十八条の規定により育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている国会職員が給与規程附則第四項の規定により給与が減せられて支給される場合における第四条の規定の適用については、同条中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第二条第一項」とする。

3 任期付短時間勤務国会職員に対する給与規程附則第四項第一号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程(平成十九年五月九日両院議長決定)第六条の規定により読み替えられた勤務時間規程第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下この号において「算出率」という。)を乗じて得た額」と、「同項」とあるのは「附則第二項」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。
附則第三条を削る。

○ 国会議員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程案 新旧対照表
(傍線部分は改正部分)

改正案 現行

第七条の三 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条及び附則第四項第四号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する国会議員に対して、それぞれ基準日の属する月の両議院の議長が協議して定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した国会議員(第十四条第二項の規定の適用を受ける国会議員及び両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)についても、同様とする。

第七条の三 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する国会議員に対して、それぞれ基準日の属する月の両議院の議長が協議して定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した国会職員(第十四条第二項の規定の適用を受ける国会職員及び両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)についても、同様とする。

② 期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会職員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。)については、六月に支給する場合においては百分の百四十五、十二月に支給する場合には百分の百五十を乗じて得た額、それ以外の国会職員については、六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百三十五を乗じて得た額(行政職給料表^(一)の適用を受ける国会職員)でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条及び附則第七項において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百十五を乗じて得た額、指定職給料表の適用を受ける国会職員にあつては六月に支給する場合には百分の百六十五、十二月に支給する場合には百分の百七十五を乗じて得た額とする。

② 期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会職員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。)については、六月に支給する場合においては百分の百四十五、十二月に支給する場合には百分の百六十を乗じて得た額、それ以外の国会職員については、六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百五十五を乗じて得た額(行政職給料表^(一)の適用を受ける国会職員)でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合には百分の百五、十二月に支給する場合には百分の百三十を乗じて得た額、指定職給料表の適用を受ける国会職員にあつては六月に支給する場合には百分の百六十五、十二月に支給する場合には百分の百七十五を乗じて得た額とする。

百分の七十五を乗じて得た額)に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
一〜四 (略)

③ 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の四十五」とする。

④ 第二項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。附則第四項第四号において同じ。)において国会職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

⑤・⑥ (略)

⑤ 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条及び附則第四項第五号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する国会職員に対し、基準日以前六月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の両議院の議長が協議して定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した国会職員(両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)についても、同様とする。

② 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長(各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴追委員会の委員長をいう。以下同じ。)が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合

を乗じて得た額)に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
一〜四 (略)

③ 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の五十五」と、「百分の百三十」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の八十五」とあるのは「百分の四十五」とする。

④ 第二項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において国会職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額とする。

⑤・⑥ (略)

⑤ 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する国会職員に対し、基準日以前六月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の両議院の議長が協議して定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した国会職員(両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)についても、同様とする。

② 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長(各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴追委員会の委員長をいう。以下同じ。)が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合

において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会議員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の国会議員のうち再任用職員以外の国会議員 次に掲げる国会議員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる国会議員以外の国会議員

当該国会議員の勤勉手当基礎額に当該国会議員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第四項第五号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に百分の六十五(特定管理職員にあつては、百分の八十五)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会議員 当該国会議員の勤勉手当基礎額に百分の七十五を乗じて得た額の総額

二 前項の国会議員のうち再任用職員 次に掲げる国会議員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる国会議員以外の国会議員 当該国会議員の勤勉手当基礎額に百分の三十(特定管理職員にあつては、百分の四十)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会議員 当該国会議員の勤勉手当基礎額に百分の四十を乗じて得た額の総額

③・④ (略)

第十五条 非常勤の国会議員(再任用短時間勤務職員を除く。)については、勤務一日につき三万五千円(その額により難い特別の事情があるものとして両議院の議長が協

において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会議員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の国会議員のうち再任用職員以外の国会議員 次に掲げる国会議員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる国会議員以外の国会議員

当該国会議員の勤勉手当基礎額に当該国会議員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に百分の七十(特定管理職員にあつては、百分の九十)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会議員 当該国会議員の勤勉手当基礎額に百分の八十を乗じて得た額の総額

二 前項の国会議員のうち再任用職員 次に掲げる国会議員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる国会議員以外の国会議員 当該国会議員の勤勉手当基礎額に百分の三十五(特定管理職員にあつては、百分の四十五)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会議員 当該国会議員の勤勉手当基礎額に百分の四十、十二月に支給する場合には百分の四十五を乗じて得た額の総額

③・④ (略)

第十五条 非常勤の国会議員(再任用短時間勤務職員を除く。)については、勤務一日につき三万五千二百円(その額により難い特別の事情があるものとして両議院の議長が協

議して定める場合にあつては、十万円)を超えない範囲内において、本属長が手当を支給することができる。ただし、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができる。

②・③ (略)

附則

1 3 (略)

4 当分の間、国会議員(次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける国会議員(再任用職員及び両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。)のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定国会議員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たつては、当該特定国会議員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日(特定国会議員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日)以後に特定国会議員となつた場合にあつては、特定国会議員となつた日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 給料月額 当該特定国会議員の給料月額(当該特定国会議員が附則第二項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。)に百分の一・五を乗じて得た額(当該特定国会議員の給料月額に百分の九十八・五を乗じて得た額が、当該特定国会議員の属する職務の級における最低の号給の給料月額(当該特定国会議員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。)に達しない場合(以下この項、附則第六項及び第七項において「最低号給に達しない場合」

協議して定める場合にあつては、十万円)を超えない範囲内において、本属長が手当を支給することができる。ただし、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができる。

②・③ (略)

附則

1 3 (略)

4 平成二十一年六月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第七條の三第二項及び第三項並びに第七條の四第二項の規定の適用については、第七條の三第二項中「百分の百六十」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百四十」とあるのは「百分の百二十五」と、「百分の百二十」とあるのは「百分の百十」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、同条第三項中「百分の百四十」とあるのは「百分の七十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百十」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百四十」とあるのは「百分の七十」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、第七條の四第二項第一号イ中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の九十五」とあるのは「百分の八十五」と、同号ロ中「百分の八十五」とあるのは「百分の七十五」と、同項第二号イ中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」と、同号ロ中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十」とする。

という。)にあつては、当該特定国会議員の給料月額から当該特定国会議員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額(以下この項及び附則第六項において「給料月額減額基礎額」という。)

二 地域手当 当該特定国会議員の給料月額に対する地域手当の月額に百分の一・五を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に對する地域手当の月額)

三 広域異動手当 当該特定国会議員の給料月額に対する広域異動手当の月額に百分の一・五を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に對する広域異動手当の月額)

四 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定国会議員が受けるべき給料月額並びにこれに對する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第七条の三第五項の規定の適用を受ける国会議員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額(同項に規定する両議院の議長が協議して定める管理又は監督の地位にある国会職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額に、当該特定国会議員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定国会職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、百分の一・五を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定国会職員が受けるべき給料月額減額基礎額並びにこれに對する地域手当及び広域異動

手当の月額の合計額(同条第五項の規定の適用を受ける国会職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額(管理監督職員にあつては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額)に、当該特定国会職員に支給される期末手当に係る同条第二項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定国会職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額)

五 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定国会議員が受けるべき給料月額並びにこれに對する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額(第七条の三第四項において準用する第七条の三第五項の規定の適用を受ける国会職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する百分の二十を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額(同項に規定する両議院の議長が協議して定める管理又は監督の地位にある国会職員(以下この号において「管理監督職員」という。)にあつては、その額に、給料月額に同項に規定する百分の二十五を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額。附則第七項において「勤勉手当減額対象額」という。)に、当該特定国会職員に支給される勤勉手当に係る第七条の四第二項前段に規定する割合を乗じて得た額に百分の一・五を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定国会職員が受けるべき給料月額減額基礎額並びにこれに

対する地域手当及び広域異動手当の月額
の合計額(同条第四項において準用する
第七条の三五項の規定の適用を受ける
国会職員にあつては、当該合計額に、当
該合計額と同項に規定する百分の二十を
超えない範囲内で両議院の議長が協議し
て定める割合を乗じて得た額(管理監督
職員にあつては、その額に、給料月額減
額基礎額と同項に規定する百分の二十五
を超えない範囲内で両議院の議長が協議
して定める割合を乗じて得た額を加算し
た額)を加算した額。附則第七項におい
て「勤劬手当減額基礎額」という。に、当
該特定国会職員に支給される勤劬手当に
係る第七条の四第二項前段に規定する割
合を乗じて得た額)

六 第十四条第一項又は第二項の規定によ
り支給される給与 次に掲げる場合の区
分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 当該特定国会職員が法第十三条第一
項第一号に掲げる事由に該当して休職
を命ぜられた場合 第一号から第三号
までに定める額に、第十四条第一項の
規定により当該特定国会職員に支給さ
れる給与に係る割合を乗じて得た額

ロ 当該特定国会職員が法第十三条第一
項第二号又は第四号に掲げる事由に該
当して休職を命ぜられた場合 前各号
に掲げる給与のうち第十四条第一項の
規定により政府職員の例により当該特
定国会職員に支給されるものに係る当
該各号に定める額に、当該政府職員の
例により当該特定国会職員に支給され
る給与に係る割合を乗じて得た額

ハ 当該特定国会職員が法第十三条第一
項第三号又は第五号に掲げる事由に該
当して休職を命ぜられた場合 第一号
から第四号までに定める額に、第十四
条第一項又は第二項の規定により当該
特定国会職員に支給される給与に係る
割合を乗じて得た額

給料表	職務の級
行政職給料表(一)	六級
速記職給料表	六級
議院警察職給料表	六級

5 前項に規定するもののほか、特定国会職
員以外の者が月の初日以外の日に特定国会
職員となつた場合における同項の減する額
の計算その他同項の規定の実施に關し必要
な事項は、両議院の議長が協議して定め
る。

6 附則第四項の規定により給与が減せられ
て支給される国会職員についての第六条の
八第一項に規定する勤務一時間当たりの給
与額は、同条第二項の規定にかかわらず、
同項の規定により算出した給与額から、給
料月額並びにこれに対する地域手当及び広
域異動手当の月額(合計額に十二を乗じ、
その額を一週間当たりの勤務時間に五十二
を乗じたもので除して得た額に百分の一・
五を乗じて得た額(最低号給に達しない場
合にあつては、給料月額減額基礎額並びに
これに対する地域手当及び広域異動手当の
月額(合計額に十二を乗じ、その額を一週
間当たりの勤務時間に五十二を乗じたもの
で除して得た額)に相当する額を減じた額
とする。

7 附則第四項の規定が適用される間、第七
条の四第二項第一号イに定める額は、同号
イの規定にかかわらず、同号イの規定によ
り算出した額から、同号イに掲げる国会職
員で附則第四項の規定により給与が減せら
れて支給されるものの勤劬手当減額対象額
に百分の〇・九七五(特定管理職員にあつ
ては、百分の一・二七五)を乗じて得た額
(最低号給に達しない場合にあつては、勤
劬手当減額基礎額に百分の六十五(特定管
理職員にあつては、百分の八十五)を乗じ
て得た額)の総額に相当する額を減じた額
とする。

改正案

別表第一 特別給料表（第一条関係）

職名	給料月額額
各議院事務局の事務総長	一、四四一、〇〇〇円
各議院法制局の法制局長	一、〇六〇、〇〇〇円
国立国会図書館の館長	九八九、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員	九一七、〇〇〇円
国立国会図書館の専門調査員	五九八、〇〇〇円
各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事	十二号給
	十一号給
	十号給
	九号給
	八号給
	七号給
	六号給
	五号給
	四号給
	三号給
	二号給
	一号給

現行

別表第一 特別給料表（第一条関係）

職名	給料月額額
各議院事務局の事務総長	一、四四四、〇〇〇円
各議院法制局の法制局長	一、〇六三、〇〇〇円
国立国会図書館の館長	九一九、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員	九一九、〇〇〇円
国立国会図書館の専門調査員	五九八、九〇〇円
各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事	十二号給
	十一号給
	十号給
	九号給
	八号給
	七号給
	六号給
	五号給
	四号給
	三号給
	二号給
	一号給

現 行

別表第二 指定職給料表 (第一条関係)

号 給	給 料 月 額	円
1		726,000
2		782,000
3		840,000
4		919,000
5		991,000
6		1,063,000
7		1,138,000
8		1,207,000

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める
国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用す
る。

改 正 案

別表第二 指定職給料表 (第一条関係)

号 給	給 料 月 額	円
1		724,000
2		780,000
3		838,000
4		917,000
5		989,000
6		1,060,000
7		1,135,000
8		1,204,000

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める
国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用す
る。

現 行

別表第三 行政職給料表 (第一条関係)

1 行政職給料表(一)

職員の 区分	階級 の級	階級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500	532,800	
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200	470,600	536,000	
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700	473,700	539,200	
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200	476,800	542,400	
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500	479,800	545,600	
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900	482,900	548,100	
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300	486,000	550,600	
8	143,400	198,200	235,800	276,500	306,100	336,500	384,400	430,700	489,100	553,100	
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000	492,100	555,600	
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300	495,200	557,500	
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600	498,300	559,200	
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800	501,400	561,200	
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000	504,400	563,000	
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000	506,800	564,500	
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,000	446,000	509,200	566,000	
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000	511,600	567,500	
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000	514,100	569,000	
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800	515,600	570,200	
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600	517,100	571,400	
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,000	455,400	518,600	572,600	
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200	519,800	573,800	
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700	521,300	575,000	
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,600	460,200	522,800	576,200	
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700	524,300	577,400	
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200	525,600	578,600	
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,500	464,600	526,800	579,800	
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,500	466,000	528,000	581,000	
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400	529,200	582,200	
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600	530,400	583,400	
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,700	469,900	531,600	584,600	
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,500	383,600	433,200	471,000	532,800	585,800	
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,500	385,500	434,000	471,000	533,100	587,000	
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100	588,200	
34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	388,900	435,900	471,800	534,000	589,400	
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,700	437,200	472,500	534,900	590,600	
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,400	438,400	473,100	535,800	591,800	

改 正 案

別表第三 行政職給料表 (第一条関係)

1 行政職給料表(一)

職員の 区分	階級 の級	階級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500	532,800	
2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200	470,600	536,000	
3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700	473,700	539,200	
4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200	476,800	542,400	
5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500	479,800	545,600	
6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900	482,900	548,100	
7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300	486,000	550,600	
8	143,400	198,200	235,800	276,500	306,100	336,500	384,400	430,700	489,100	553,100	
9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000	492,100	555,600	
10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300	495,200	557,500	
11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600	498,300	559,200	
12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800	501,400	561,200	
13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000	504,400	563,000	
14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,000	443,000	506,000	563,600	
15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400	565,100	
16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800	566,600	
17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,100	449,300	513,300	568,100	
18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800	569,300	
19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300	570,500	
20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800	571,700	
21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000	572,900	
22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500	574,100	
23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000	575,300	
24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500	576,500	
25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800	577,700	
26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,900	463,900	526,000	578,900	
27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200	580,100	
28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400	581,300	
29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,000	467,800	529,600	582,500	
30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,900	530,800	583,700	
31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,900	531,900	584,900	
32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,900	586,100	
33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100	587,300	
34	187,300	243,600	284,600	330,600	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000	588,500	
35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,500	534,900	589,700	
36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,100	535,800	590,900	

37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000	537,600
38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,800	475,800	538,500
39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600	539,400
40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400	540,300
41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,000	398,900	443,900	478,200	541,200
42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900	
43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700	
44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500	
45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300	
46	203,300	261,100	305,900	353,800	376,900	404,200	447,900		
47	204,600	262,500	307,600	355,400	378,800	404,900	448,700		
48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500		
49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100		
50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900		
51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700		
52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500		
53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100		
54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900		
55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700		
56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500		
57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100		
58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,100	412,300	456,900		
59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,000		
60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500		
61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100		
62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500			
63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200			
64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900			
65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400			
66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000			
67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700			
68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400			
69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900			
70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,100			
71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	420,300			
72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	420,500			
73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,000			
74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200			
75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900			
76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,100			
77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100			
78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500				
79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200				

主任
委員
以下
の
議員

主任
委員
以下
の
議員

所任 用職 員	122	123	124	125
	308,400	308,700	309,000	309,400
	186,500	214,200	258,600	278,900
			294,500	320,600
				363,600
				398,000
				450,400
				532,800

備考 (一) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会議員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会議員を除く。
 (二) 2表の1号給を受ける国会議員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった国会議員で所屬院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

所任 用職 員	122	123	124	125
	308,200	308,500	308,800	309,200
	186,300	214,000	258,400	278,700
			294,300	320,300
				363,000
				397,300
				449,600
				532,000

備考 (一) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会議員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会議員を除く。
 (二) 2表の1号給を受ける国会議員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった国会議員で所屬院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

現 行 正 案

口 行政職給料表(二)

議員の区分	職階の号	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
1	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
2	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
3	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
4	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
5	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
6	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
7	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
8	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
9	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
10	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
11	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
12	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
13	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
14	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
15	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
16	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
17	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
18	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
19	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
20	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
21	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,500
22	22	143,100	200,000	225,400	273,100	316,000
23	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,500
24	24	145,500	202,400	228,600	275,300	319,000
25	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,600
26	26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
27	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
28	28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
29	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
30	30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
31	31	155,600	211,400	239,000	283,000	329,000
32	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,400
33	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,400
34	34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,700
35	35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,900

口 行政職給料表(二)

議員の区分	職階の号	給料月額				
		1級	2級	3級	4級	5級
1	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
2	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
3	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
4	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
5	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
6	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
7	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
8	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
9	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
10	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
11	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
12	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
13	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
14	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
15	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
16	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
17	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
18	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
19	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
20	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
21	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,500
22	22	143,100	200,000	225,400	273,100	316,000
23	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,500
24	24	145,500	202,400	228,600	275,300	318,600
25	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,200
26	26	148,200	204,900	231,800	277,500	321,700
27	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,200
28	28	151,200	207,500	234,800	279,700	324,700
29	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,300
30	30	154,100	210,100	237,600	281,900	327,600
31	31	155,600	211,400	239,000	283,000	329,000
32	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,400
33	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,400
34	34	160,400	215,000	243,100	286,100	332,700
35	35	162,200	216,300	244,500	287,200	333,900

36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,700	368,100
37	165,800	218,800	247,200	289,200	337,000	369,000
38	167,500	220,100	248,600	290,200	338,300	370,000
39	169,200	221,400	250,000	291,200	339,600	371,000
40	170,900	222,700	251,400	292,200	340,900	372,000
41	172,500	223,800	252,600	293,100	342,100	373,000
42	173,900	225,000	253,900	294,100	343,300	374,000
43	175,300	226,200	255,200	295,100	344,500	375,000
44	176,700	227,400	256,500	296,100	345,700	376,000
45	178,200	228,600	257,800	296,900	346,800	377,000
46	179,600	229,800	258,800	297,800	347,900	378,000
47	181,000	231,000	260,000	298,700	349,000	379,000
48	182,400	232,200	261,200	299,600	350,100	380,000
49	183,700	233,400	262,500	300,500	351,300	381,000
50	184,900	234,600	263,700	301,400	352,300	382,000
51	186,100	235,800	264,900	302,300	353,300	383,000
52	187,300	237,000	266,000	303,200	354,300	384,000
53	188,400	238,200	267,100	304,000	355,300	385,000
54	189,500	239,200	268,300	304,800	356,200	386,000
55	190,600	240,200	269,500	305,600	357,100	387,000
56	191,700	241,200	270,700	306,400	358,000	388,000
57	192,800	242,300	271,700	307,200	358,900	389,000
58	193,900	243,300	272,800	308,000	359,800	390,000
59	195,000	244,300	273,900	308,800	360,700	391,000
60	196,100	245,300	275,000	309,600	361,600	392,000
61	197,200	246,300	276,100	310,200	362,500	393,000
62	198,100	247,200	277,200	310,900	363,400	394,000
63	199,000	248,100	278,300	311,600	364,300	395,000
64	199,900	249,000	279,400	312,300	365,200	396,000
65	200,600	250,000	280,500	313,000	366,100	397,000
66	201,400	250,800	281,400	313,600	366,900	398,000
67	202,200	251,600	282,300	314,200	367,700	399,000
68	203,000	252,400	283,200	314,800	368,500	400,000
69	203,600	253,200	284,100	315,500	369,300	401,000
70	204,200	254,000	284,900	316,000	370,100	402,000
71	204,700	254,800	285,700	316,500	370,900	403,000
72	205,300	255,600	286,500	317,000	371,700	404,000
73	205,900	256,400	287,400	317,300	372,500	405,000
74	206,600	257,200	288,200	317,800	373,300	406,000
75	207,300	258,000	289,000	318,300	374,100	407,000
76	208,100	258,800	289,800	318,800	374,900	408,000
36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,700	368,100
37	165,800	218,800	247,200	289,200	337,000	369,000
38	167,500	220,100	248,600	290,200	338,300	370,000
39	169,200	221,400	250,000	291,200	339,600	371,000
40	170,900	222,700	251,400	292,200	340,900	372,000
41	172,500	223,800	252,600	293,100	342,100	373,000
42	173,900	225,000	253,900	294,100	343,300	374,000
43	175,300	226,200	255,200	295,100	344,500	375,000
44	176,700	227,400	256,500	296,100	345,700	376,000
45	178,200	228,600	257,800	296,900	346,800	377,000
46	179,600	229,800	258,800	297,800	347,900	378,000
47	181,000	231,000	260,000	298,700	349,000	379,000
48	182,400	232,200	261,200	299,600	350,100	380,000
49	183,700	233,400	262,500	300,500	351,300	381,000
50	184,900	234,600	263,700	301,400	352,300	382,000
51	186,100	235,800	264,900	302,300	353,300	383,000
52	187,300	237,000	266,000	303,200	354,300	384,000
53	188,400	238,200	267,100	304,000	355,300	385,000
54	189,500	239,200	268,300	304,800	356,200	386,000
55	190,600	240,200	269,500	305,600	357,100	387,000
56	191,700	241,200	270,700	306,400	358,000	388,000
57	192,800	242,300	271,700	307,200	358,900	389,000
58	193,900	243,300	272,800	308,000	359,800	390,000
59	195,000	244,300	273,900	308,800	360,700	391,000
60	196,100	245,300	275,000	309,600	361,600	392,000
61	197,200	246,300	276,100	309,800	362,500	393,000
62	198,100	247,200	277,200	310,500	363,400	394,000
63	199,000	248,100	278,300	311,200	364,300	395,000
64	199,900	249,000	279,400	311,900	365,200	396,000
65	200,600	250,000	280,500	312,600	366,100	397,000
66	201,400	250,800	281,400	313,200	366,900	398,000
67	202,200	251,600	281,900	313,800	367,700	399,000
68	203,000	252,400	282,800	314,400	368,500	400,000
69	203,600	253,200	283,700	315,100	369,300	401,000
70	204,200	254,000	284,500	315,600	370,100	402,000
71	204,700	254,800	285,300	316,100	370,900	403,000
72	205,300	255,600	286,100	316,600	371,700	404,000
73	205,900	256,400	287,000	316,900	372,500	405,000
74	206,600	257,200	287,800	317,400	373,300	406,000
75	207,300	258,000	288,600	317,900	374,100	407,000
76	208,100	258,800	289,400	318,400	374,900	408,000

再任
用職
員以
外の
職員

再任
用職
員以
外の
職員

77	208,500	257,600	290,600	319,100
78	209,200	258,100	291,200	319,500
79	209,900	258,600	291,800	319,900
80	210,600	259,100	292,400	320,300
81	211,300	259,600	292,900	320,800
82	212,000	259,800	293,500	321,200
83	212,700	260,100	294,100	321,600
84	213,400	260,400	294,700	322,000
85	214,100	260,800	295,200	322,400
86	214,800	261,200	295,800	322,800
87	215,500	261,600	296,400	323,200
88	216,200	262,000	297,000	323,600
89	216,800	262,200	297,400	323,900
90	217,400	262,600	297,900	324,300
91	218,000	263,000	298,400	324,700
92	218,600	263,400	298,900	325,100
93	219,100	263,800	299,400	325,400
94	219,600	264,200	299,900	325,800
95	220,100	264,600	300,400	326,200
96	220,600	265,000	300,900	326,600
97	221,200	265,200	301,300	326,900
98	221,700	265,500	301,800	327,300
99	222,200	265,700	302,300	327,700
100	222,700	266,000	302,800	328,100
101	223,300	266,400	303,200	328,400
102	223,900	266,700	303,600	
103	224,500	267,000	304,000	
104	225,100	267,300	304,400	
105	225,500	267,600	304,800	
106	226,000	267,900	305,200	
107	226,500	268,200	305,600	
108	227,000	268,500	306,000	
109	227,400	268,800	306,400	
110	227,900	269,100	306,800	
111	228,400	269,400	307,200	
112	228,900	269,700	307,600	
113	229,400	270,000	307,900	
114	229,900	270,300	308,300	
115	230,400	270,600	308,700	
116	230,900	270,900	309,100	
77	208,500	257,300	290,200	318,700
78	209,200	257,800	290,800	319,100
79	209,900	258,300	291,400	319,500
80	210,600	258,800	292,000	319,900
81	211,300	259,200	292,500	320,400
82	212,000	259,500	293,100	320,800
83	212,700	259,800	293,700	321,200
84	213,400	260,100	294,300	321,600
85	214,100	260,500	294,800	322,000
86	214,800	260,900	295,400	322,400
87	215,500	261,300	296,000	322,800
88	216,200	261,700	296,600	323,200
89	216,800	261,900	297,000	323,500
90	217,400	262,200	297,500	323,900
91	218,000	262,700	298,000	324,300
92	218,600	263,100	298,500	324,700
93	219,100	263,500	299,000	325,000
94	219,600	263,900	299,500	325,400
95	220,100	264,300	300,000	325,800
96	220,600	264,700	300,500	326,200
97	221,200	264,900	300,900	326,500
98	221,700	265,200	301,400	326,900
99	222,200	265,400	301,900	327,300
100	222,700	265,700	302,400	327,700
101	223,300	266,100	302,800	328,000
102	223,900	266,300	303,200	
103	224,500	266,600	303,600	
104	225,100	266,900	304,000	
105	225,500	267,200	304,400	
106	226,000	267,500	304,800	
107	226,500	267,800	305,200	
108	227,000	268,100	305,600	
109	227,400	268,400	306,000	
110	227,900	268,700	306,400	
111	228,400	269,000	306,800	
112	228,900	269,300	307,200	
113	229,400	269,600	307,500	
114	229,900	269,900	307,900	
115	230,400	270,200	308,300	
116	230,900	270,500	308,700	

号	専任 用職					
117		231,300	271,200	309,400		
118		231,700	271,500	309,800		
119		232,100	271,800	310,200		
120		232,500	272,100	310,600		
121		232,900	272,300	310,900		
122			272,600	311,300		
123			272,900	311,700		
124			273,200	312,100		
125			273,300	312,300		
126			273,600	312,700		
127			273,900	313,100		
128			274,200	313,500		
129			274,300	313,700		
130			274,600	314,100		
131			274,900	314,500		
132			275,200	314,900		
133			275,300	315,100		
134			275,600			
135			275,900			
136			276,200			
137		192,400	203,800	226,000	247,300	279,200

備考 この表は、機密の運転操作その他の任務及びこれらに準ずる業務に従事する国会議員で、
両院の議長が協議して定めるのに適用する。

号	専任 用職					
117		231,000	270,800	309,000		
118		231,400	271,100	309,400		
119		231,800	271,400	309,800		
120		232,200	271,700	310,200		
121		232,600	271,900	310,500		
122			272,200	310,900		
123			272,500	311,300		
124			272,800	311,700		
125			272,900	311,900		
126			273,200	312,300		
127			273,500	312,700		
128			273,800	313,100		
129			273,900	313,300		
130			274,200	313,700		
131			274,500	314,100		
132			274,800	314,500		
133			274,900	314,700		
134			275,200			
135			275,500			
136			275,800			
137		192,200	203,500	225,700	247,000	278,800

備考 この表は、機密の運転操作その他の任務及びこれらに準ずる業務に従事する国会議員で、
両院の議長が協議して定めるのに適用する。

現

行

改

正

案

別表第四 速記職給料表 (第一条関係)

職員の区分	職務の級	号	給料月額					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	149,800	185,800	222,900	283,000	310,600	329,100		
2	151,300	187,600	224,800	285,300	312,900	331,500		
3	152,800	189,400	226,700	287,600	315,200	333,900		
4	154,400	191,200	228,500	289,900	317,500	336,300		
5	155,700	192,800	230,200	292,200	319,900	338,700		
6	157,200	194,600	231,900	294,500	322,200	341,100		
7	158,700	196,400	233,600	296,800	324,500	343,500		
8	160,200	198,200	235,200	299,100	326,800	345,900		
9	161,600	200,000	236,700	301,400	329,200	348,300		
10	164,300	201,800	238,800	303,700	331,500	350,500		
11	166,900	203,600	240,800	306,000	333,800	352,900		
12	169,500	205,400	242,900	308,300	336,000	355,300		
13	172,200	207,000	244,700	310,600	338,400	357,700		
14	173,900	208,900	247,000	312,900	340,700	360,100		
15	175,600	210,800	249,200	315,200	343,000	362,500		
16	177,300	212,700	251,400	317,500	345,300	364,900		
17	178,800	214,600	253,400	319,800	347,600	367,200		
18	180,600	216,500	255,700	322,100	349,900	370,200		
19	182,400	218,400	258,000	324,400	352,100	373,200		
20	184,200	220,300	260,300	326,700	354,400	376,100		
21	185,800	222,000	262,500	329,000	356,500	379,000		
22	187,300	223,900	264,800	331,200	358,700	381,400		
23	188,800	225,800	267,100	333,500	360,900	383,900		
24	190,300	227,700	269,300	335,800	363,000	386,300		
25	191,600	229,300	271,600	338,000	365,100	388,600		
26	192,900	231,000	273,800	340,200	367,200	391,100		
27	194,200	232,600	276,000	342,400	369,300	393,500		
28	195,500	234,300	278,200	344,600	371,400	395,900		
29	196,900	236,000	280,200	346,800	373,400	398,400		
30	198,200	237,500	282,300	348,800	376,500	400,400		
31	199,500	239,000	284,400	351,200	378,500	402,600		
32	200,800	240,500	286,500	353,400	381,100	404,800		

別表第四 速記職給料表 (第一条関係)

職員の区分	職務の級	号	給料月額					
			1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	149,800	185,800	222,900	283,000	310,600	329,100		
2	151,300	187,600	224,800	285,300	312,900	331,500		
3	152,800	189,400	226,700	287,600	315,200	333,900		
4	154,400	191,200	228,500	289,900	317,500	336,300		
5	155,700	192,800	230,200	292,200	319,900	338,700		
6	157,200	194,600	231,900	294,500	322,200	341,100		
7	158,700	196,400	233,600	296,800	324,500	343,500		
8	160,200	198,200	235,200	299,100	326,800	345,900		
9	161,600	200,000	236,700	301,400	329,200	348,300		
10	164,300	201,800	238,800	303,700	331,500	350,500		
11	166,900	203,600	240,800	306,000	333,800	352,900		
12	169,500	205,400	242,900	308,300	336,000	355,300		
13	172,200	207,000	244,700	310,600	338,400	357,700		
14	173,900	208,900	247,000	312,900	340,700	360,100		
15	175,600	210,800	249,200	315,200	343,000	362,500		
16	177,300	212,700	251,400	317,500	345,300	364,900		
17	178,800	214,600	253,400	319,800	347,600	367,200		
18	180,600	216,500	255,700	322,100	349,900	370,200		
19	182,400	218,400	258,000	324,400	352,100	373,200		
20	184,200	220,300	260,300	326,700	354,400	376,100		
21	185,800	222,000	262,500	329,000	356,500	379,000		
22	187,300	223,900	264,800	331,200	358,700	381,400		
23	188,800	225,800	267,100	333,500	360,900	383,900		
24	190,300	227,700	269,300	335,800	363,000	386,300		
25	191,600	229,300	271,600	337,800	365,100	388,600		
26	192,900	231,000	273,800	340,000	367,200	391,100		
27	194,200	232,600	276,000	342,200	369,300	393,500		
28	195,500	234,300	278,200	344,400	371,400	395,900		
29	196,900	236,000	280,200	346,600	373,400	398,400		
30	198,200	237,500	282,300	348,800	376,500	400,400		
31	199,500	239,000	284,400	351,200	378,500	402,600		
32	200,800	240,500	286,500	353,400	380,700	404,800		

33	202,000	241,900	288,500	355,400	386,100	407,500
34	203,300	243,300	290,600	357,400	384,400	409,500
35	204,600	244,700	292,700	359,400	385,700	411,500
36	205,900	246,200	294,800	361,400	387,000	413,500
37	207,100	247,500	296,900	363,400	388,200	415,300
38	208,200	248,900	298,900	365,300	389,300	417,200
39	209,300	250,300	300,900	367,300	390,400	419,100
40	210,400	251,700	302,900	369,300	391,500	421,000
41	211,600	253,100	305,000	371,200	392,400	422,800
42	212,500	254,200	307,000	373,000	393,500	424,100
43	213,400	255,300	309,000	374,800	394,600	425,400
44	214,300	256,400	311,000	376,600	395,700	426,700
45	215,100	257,400	312,900	378,300	396,600	428,100
46	215,700	258,400	314,900	379,100	397,500	429,400
47	216,200	259,400	316,900	379,900	398,400	430,700
48	216,800	260,400	318,900	380,700	399,300	432,000
49	217,400	261,200	320,700	381,500	400,100	433,200
50	217,800	261,900	322,600	382,100	401,000	434,500
51	218,200	262,700	324,500	382,700	401,900	435,800
52	218,600	263,500	326,400	383,300	402,700	437,000
53	219,000	264,300	328,300	383,900	403,400	438,200
54	219,400	265,100	330,200	384,500	404,200	439,100
55	219,800	265,900	332,100	385,100	405,000	440,000
56	220,200	266,700	334,000	385,700	405,800	440,900
57	220,400	267,500	335,700	386,200	406,700	441,800
58	220,800	268,100	337,300	386,800	407,600	442,600
59	221,200	268,700	338,900	387,400	408,500	443,400
60	221,600	269,300	340,500	388,000	409,400	444,200
61	222,100	269,800	342,100	388,500	410,200	445,100
62	222,500	270,400	343,300	389,200	411,000	445,900
63	222,900	271,000	344,400	389,900	411,800	446,700
64	223,300	271,600	345,600	390,600	412,600	447,500
65	223,800	272,100	346,600	391,100	413,200	448,200
66	272,700	272,700	347,600	391,800	414,000	448,000
67	273,300	273,300	348,600	392,500	414,800	449,800
68	273,900	273,900	349,600	393,200	415,600	449,600
69	274,500	274,500	350,600	393,900	416,200	451,300

再任
加歳
員以
外の
歳員

33	202,000	241,900	288,500	355,200	382,700	406,800
34	203,300	243,300	290,600	357,200	384,000	408,800
35	204,600	244,700	292,700	359,200	385,300	410,800
36	205,900	246,200	294,800	361,200	386,600	412,800
37	207,100	247,500	296,900	363,200	387,800	414,600
38	208,200	248,900	298,900	365,100	388,800	416,500
39	209,300	250,300	300,900	367,100	389,900	418,400
40	210,400	251,700	302,900	369,100	391,000	420,300
41	211,600	253,100	305,000	371,000	391,900	422,100
42	212,500	254,200	307,000	372,800	393,000	423,400
43	213,400	255,300	309,000	374,600	394,100	424,700
44	214,300	256,400	311,000	376,400	395,200	426,000
45	215,100	257,400	312,900	378,100	396,100	427,400
46	215,700	258,400	314,900	378,900	397,000	428,700
47	216,200	259,400	316,900	379,700	397,900	430,000
48	216,800	260,400	318,900	380,500	398,800	431,300
49	217,400	261,200	320,500	381,200	399,600	432,500
50	217,800	261,900	322,400	381,800	400,500	433,800
51	218,200	262,700	324,300	382,400	401,400	435,100
52	218,600	263,500	326,200	383,000	402,200	436,300
53	219,000	264,300	328,100	383,500	402,900	437,500
54	219,400	265,100	330,000	384,100	403,700	438,400
55	219,800	265,900	331,900	384,700	404,500	439,300
56	220,200	266,700	333,800	385,300	405,300	440,200
57	220,400	267,500	335,500	385,800	406,200	441,100
58	220,800	268,100	337,100	386,400	407,100	441,900
59	221,200	268,700	338,700	387,000	408,000	442,700
60	221,600	269,300	340,300	387,600	408,900	443,500
61	222,100	269,800	341,900	388,100	409,700	444,400
62	222,500	270,400	343,100	388,800	410,500	445,200
63	222,900	271,000	344,200	389,500	411,300	446,000
64	223,300	271,600	345,400	390,200	412,100	446,800
65	223,800	271,900	346,400	390,700	412,700	447,500
66	272,500	272,500	347,400	391,400	413,500	448,300
67	273,100	273,100	348,400	392,100	414,300	449,100
68	273,700	273,700	349,400	392,800	415,100	449,900
69	274,300	274,300	350,400	393,400	415,700	450,600

再任
加歳
員以
外の
歳員

70	275,100	351,500	394,500	417,000	452,100	70	274,900	351,300	394,100	416,500	451,100
71	275,700	352,000	395,200	417,800	452,900	71	275,500	352,200	394,800	417,300	452,300
72	276,300	353,300	395,900	418,600	453,700	72	276,100	353,100	395,500	418,100	453,000
73	276,700	354,200	396,400	419,200	454,400	73	276,500	354,000	396,000	418,700	453,700
74	277,100	354,900	397,100	420,000	455,200	74	276,900	354,700	396,700	419,500	454,500
75	277,500	355,600	397,800	420,800	456,000	75	277,300	355,400	397,400	420,300	455,300
76	277,900	356,300	398,500	421,600	456,800	76	277,700	356,100	398,100	421,100	456,100
77	278,200	356,800	399,100	422,200	457,500	77	278,000	356,600	398,700	421,700	456,800
78	278,600	357,400	399,800			78	278,400	357,200	399,400		
79	279,000	358,000	400,500			79	278,800	357,800	400,100		
80	279,400	358,600	401,200			80	279,200	358,400	400,800		
81	279,700	359,200	401,800			81	279,500	359,000	401,400		
82	280,100	359,900	402,500			82	279,900	359,700	402,100		
83	280,500	360,600	403,200			83	280,300	360,400	402,800		
84	280,900	361,300	403,900			84	280,700	361,100	403,500		
85	281,100	361,800	404,500			85	280,900	361,600	404,100		
86	281,500	362,400				86	281,300	362,200			
87	281,900	363,000				87	281,700	362,800			
88	282,300	363,600				88	282,100	363,400			
89	282,600	364,300				89	282,400	364,100			
90	282,900	364,900				90	282,700	364,700			
91	283,200	365,500				91	283,000	365,300			
92	283,500	366,100				92	283,300	365,900			
93	283,800	366,600				93	283,600	366,400			
94	284,100	367,100				94	283,900	366,900			
95	284,400	367,600				95	284,200	367,400			
96	284,700	368,100				96	284,500	367,900			
97	284,900	368,700				97	284,700	368,500			
98	285,300	369,300				98	285,100	369,100			
99	285,700	369,900				99	285,500	369,700			
100	286,100	370,500				100	285,900	370,300			
101	286,300	370,900				101	286,100	370,700			
102	286,600	371,400				102	286,400	371,200			
103	286,900	371,900				103	286,700	371,700			
104	287,200	372,400				104	287,000	372,200			
105	287,500	372,900				105	287,300	372,700			
106	287,800	373,400				106	287,600	373,200			

107	288,100	373,900			
108	288,400	374,400			
109	288,700	374,900			
110	289,100	375,400			
111	289,500	375,900			
112	289,900	376,400			
113	290,100	376,900			
前任 用職 包	181,600	208,800	283,400	314,600	344,700
備考	この表は、速記に従事する国会議員で、両議院の議本が協議して定めるものに適用する。				

107	287,900	373,700			
108	288,200	374,200			
109	288,500	374,700			
110	288,900	375,200			
111	289,300	375,700			
112	289,700	376,200			
113	289,900	376,700			
前任 用職 包	181,400	208,600	283,200	314,300	344,300
備考	この表は、速記に従事する国会議員で、両議院の議本が協議して定めるものに適用する。				

現 行

別表第五 議院警察職給料表 (第一条関係)

職員の 区分	職階 の級	給料月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	158,300	200,200	240,100	292,600	324,400	349,100
2	2	160,200	202,200	241,900	292,800	325,800	351,400
3	3	162,100	204,200	243,700	292,200	329,200	353,700
4	4	164,000	206,200	245,500	299,500	331,600	356,000
5	5	165,900	208,200	247,400	301,800	333,800	358,100
6	6	167,900	210,200	249,300	304,100	336,000	360,300
7	7	169,800	212,200	251,200	306,400	338,300	362,500
8	8	171,800	214,200	253,100	308,700	340,600	364,700
9	9	173,600	216,300	254,800	310,900	343,000	366,800
10	10	175,400	218,100	256,700	313,100	345,300	369,000
11	11	177,200	219,900	258,600	315,200	347,600	371,200
12	12	179,000	221,700	260,400	317,500	349,900	373,400
13	13	180,900	223,600	262,100	319,800	352,100	375,600
14	14	183,200	225,500	263,700	322,100	354,300	377,800
15	15	185,500	227,400	265,300	324,400	356,500	380,000
16	16	187,800	229,300	266,800	326,700	358,700	382,200
17	17	190,000	231,000	268,100	328,900	361,000	384,300
18	18	192,600	232,900	270,000	331,200	363,200	386,500
19	19	195,100	234,800	271,800	333,400	365,400	388,700
20	20	197,600	236,700	273,500	335,700	367,600	390,900
21	21	200,000	238,500	275,200	338,000	369,700	393,100
22	22	201,800	240,100	277,100	340,200	371,700	395,300
23	23	203,600	241,700	279,000	342,400	373,800	397,500
24	24	205,400	243,300	280,900	344,600	375,900	399,700
25	25	207,300	245,000	282,600	346,700	378,000	401,800
26	26	209,200	246,600	284,200	348,900	380,200	404,000
27	27	211,100	248,200	285,800	351,100	382,400	406,200
28	28	213,000	249,800	289,500	353,300	384,500	408,400
29	29	214,700	251,300	291,900	355,400	386,500	410,700
30	30	216,500	252,800	293,900	357,600	389,000	412,900
31	31	218,300	254,400	295,900	359,800	391,100	414,400
32	32	220,100	256,000	297,900	362,000	393,200	417,000
33	33	221,800	257,200	299,800	364,000	395,400	419,000
34	34	223,500	258,800	301,800	366,100	397,500	421,200
35	35	225,200	260,300	303,800	368,100	399,600	423,400
36	36	226,900	261,900	305,800	370,200	401,700	425,600
37	37	228,500	263,200	307,700	372,100	403,300	427,700
38	38	230,300	264,700	309,800	374,300	405,300	429,900
39	39	232,100	266,200	311,900	376,500	407,300	432,100
40	40	233,900	267,600	314,000	378,700	409,300	434,300
41	41	235,500	269,200	315,900	380,700	411,100	436,500
42	42	237,100	270,900	318,000	382,800	412,700	438,700
43	43	238,700	272,600	320,100	384,900	414,300	440,900

改 正 案

別表第五 議院警察職給料表 (第一条関係)

職員の 区分	職階 の級	給料月額					
		1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	1	158,300	200,200	240,100	292,600	324,400	349,100
2	2	160,200	202,200	241,900	292,800	325,800	351,400
3	3	162,100	204,200	243,700	292,200	329,200	353,700
4	4	164,000	206,200	245,500	299,500	331,600	356,000
5	5	165,900	208,200	247,400	301,800	333,800	358,100
6	6	167,900	210,200	249,300	304,100	336,000	360,300
7	7	169,800	212,200	251,200	306,400	338,300	362,500
8	8	171,800	214,200	253,100	308,700	340,600	364,700
9	9	173,600	216,300	254,800	310,900	343,000	366,800
10	10	175,400	218,100	256,700	313,100	345,300	369,000
11	11	177,200	219,900	258,600	315,200	347,600	371,200
12	12	179,000	221,700	260,400	317,500	349,900	373,400
13	13	180,900	223,600	262,100	319,800	352,100	375,600
14	14	183,200	225,500	263,700	322,100	354,300	377,800
15	15	185,500	227,400	265,300	324,400	356,500	380,000
16	16	187,800	229,300	266,800	326,700	358,700	382,200
17	17	190,000	231,000	268,100	328,900	361,000	384,300
18	18	192,600	232,900	270,000	331,200	363,200	386,500
19	19	195,100	234,800	271,800	333,400	365,400	388,700
20	20	197,600	236,700	273,500	335,700	367,600	390,900
21	21	200,000	238,500	275,200	338,000	369,700	393,100
22	22	201,800	240,100	277,100	340,200	371,700	395,300
23	23	203,600	241,700	279,000	342,400	373,800	397,500
24	24	205,400	243,300	280,900	344,600	375,900	399,700
25	25	207,300	245,000	282,600	346,700	377,800	401,800
26	26	209,200	246,600	284,200	348,900	380,000	403,900
27	27	211,100	248,200	285,800	351,100	382,200	406,000
28	28	213,000	249,800	289,500	353,300	384,400	408,100
29	29	214,700	251,300	291,900	355,400	386,500	410,200
30	30	216,500	252,800	293,900	357,600	388,800	412,300
31	31	218,300	254,400	295,900	359,800	390,900	414,400
32	32	220,100	256,000	297,900	362,000	393,000	416,500
33	33	221,800	257,200	299,800	364,000	395,200	418,600
34	34	223,500	258,800	301,800	366,100	397,300	420,700
35	35	225,200	260,300	303,800	368,100	399,400	422,800
36	36	226,900	261,900	305,800	370,200	401,500	424,900
37	37	228,500	263,200	307,700	372,100	403,300	427,000
38	38	230,300	264,700	309,800	374,300	405,300	429,100
39	39	232,100	266,200	311,900	376,500	407,300	431,200
40	40	233,900	267,600	314,000	378,700	409,300	433,300
41	41	235,500	269,200	315,900	380,700	411,100	435,400
42	42	237,100	270,900	318,000	382,800	412,700	437,500
43	43	238,700	272,600	320,100	384,900	414,300	439,600

96	318,500	362,200	402,800	318,200	362,000	402,500
97	320,000	363,600	403,500	319,800	363,400	403,200
98	321,500	364,800	404,100	321,300	364,600	403,800
99	323,000	366,000	404,700	322,800	365,700	404,400
100	324,500	367,200	405,300	324,300	366,900	405,000
101	325,800	368,400	405,900	325,600	368,100	405,600
102	327,200	369,500	406,500	327,000	369,200	406,100
103	328,600	370,700	408,900	328,400	370,400	406,600
104	330,000	371,900	407,400	329,800	371,600	407,100
105	331,400	373,100	408,000	331,200	372,800	407,700
106	332,800	373,700	408,500	332,600	373,400	408,200
107	334,200	374,300	409,000	334,000	374,000	408,700
108	335,600	374,900	409,500	335,400	374,600	409,200
109	337,100	375,600	410,100	336,900	375,300	409,700
110	338,400	376,200	410,600	338,200	375,900	410,200
111	339,700	376,800	411,100	339,500	376,500	410,700
112	341,000	377,400	411,600	340,800	377,100	411,200
113	342,200	378,000	411,900	342,000	377,700	411,500
114	343,300	378,600	412,400	343,100	378,300	412,000
115	344,400	379,200	412,900	344,200	378,900	412,500
116	345,500	379,800	413,400	345,300	379,500	413,000
117	346,700	380,300	413,700	346,500	380,000	413,300
118	347,700	380,900	414,200	347,500	380,600	413,800
119	348,700	381,500	414,700	348,500	381,200	414,300
120	349,700	382,100	415,200	349,500	381,800	414,800
121	350,800	382,600	415,500	350,600	382,200	415,100
122	351,800	383,000	416,000	351,600	382,700	415,600
123	352,800	383,500	416,500	352,600	383,200	416,100
124	353,800	384,000	417,000	353,600	383,700	416,600
125	354,900	384,600	417,300	354,700	384,300	416,900
126	355,500	385,100		355,300	384,800	
127	356,100	385,600		355,900	385,300	
128	356,700	386,100		356,500	385,800	
129	357,200	386,400		357,000	386,100	
130	357,700	386,900		357,500	386,600	
131	358,200	387,400		358,000	387,100	
132	358,700	387,900		358,500	387,600	
133	359,200	388,200		359,000	387,900	
134	359,700	388,700		359,500	388,400	
135	360,200	389,200		360,000	388,900	
136	360,700	389,700		360,500	389,300	
137	361,200	390,000		361,000	389,600	
138	361,700	390,500		361,500	390,100	
139	362,200	391,000		361,900	390,500	
140	362,700	391,500		362,400	391,100	
141	363,200	391,800		362,900	391,400	
142	363,700			363,400		
143	364,200			363,900		
144	364,700			364,400		
145	365,000			364,700		
146	365,400			365,100		
147	365,900			365,600		

148	366,400					
149	366,700					
150	367,200					
151	367,700					
152	368,200					
153	368,500					
平均	252,100	257,300	289,000	314,800	333,200	360,700

備考 この表は、議院警察に従事する国会議員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

148	366,100					
149	366,400					
150	366,900					
151	367,400					
152	367,900					
153	368,200					
平均	251,900	257,100	288,800	314,600	333,000	360,300

備考 この表は、議院警察に従事する国会議員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

○ 国会議員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両院議長決定)(第二条関係)
(傍線部分は改正部分)

改正案 現行

<p>第一条(略)</p> <p>②(略)</p> <p>⑦(略)</p> <p>⑧ 国会職員(指定職給料表の適用を受ける国会職員を除く)の昇給は、両議院の議長が協議して定める日に、同日前において両議院の議長が協議して定める日以前一年間におけるその者の勤務成績に依りて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該国会職員が国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。)第二十八条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして両議院の議長が協議して定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。</p> <p>⑨ 前項の規定により国会職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない国会職員の昇給の号給数を四号給(行政職給料表)の適用を受ける国会職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の級がこれに相当するものとして両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、三号給とすることを標準として両議院の議長が協議して定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>⑩(略)</p> <p>⑪(略)</p> <p>⑫ 法第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員(以下「再任用職員」という。)のうち、指定職給料表の適用を受ける国会職員以外の国会職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額</p>	<p>第一条(略)</p> <p>②(略)</p> <p>⑦(略)</p> <p>⑧ 国会職員(指定職給料表の適用を受ける国会職員を除く)の昇給は、両議院の議長が協議して定める日に、同日前一年間におけるその者の勤務成績に依りて、行うものとする。</p> <p>⑨ 前項の規定により国会職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した国会職員の昇給の号給数を四号給(行政職給料表)の適用を受ける国会職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の級がこれに相当するものとして両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、三号給とすることを標準として両議院の議長が協議して定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>⑩(略)</p> <p>⑪(略)</p> <p>⑫ 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。)第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員(以下「再任用職員」という。)のうち、指定職給料表の適用を受ける国会職員以外の国会職員の給料月額は、そ</p>
--	--

のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第七条の三(略)

② 期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会職員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く)については、六月に支給する場合においては百分の百四十、十二月に支給する場合においては百分の百五十五を乗じて得た額、それ以外の国会職員については、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百二十七・五を乗じて得た額(行政職給料表)の適用を受ける国会職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条及び附則第七項において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の百二・五、十二月に支給する場合においては百分の百十七・五を乗じて得た額、指定職給料表の適用を受ける国会職員にあつては六月に支給する場合においては百分の六十二・五、十二月に支給する場合においては百分の七十七・五を乗じて得た額)に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 四(略)

③ 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二二・五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百二・五」とあるのは「百分の五十五」と

の者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第七条の三(略)

② 期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会職員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く)については、六月に支給する場合においては百分の百四十五、十二月に支給する場合においては百分の百五十を乗じて得た額、それ以外の国会職員については、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百三十五を乗じて得た額(行政職給料表)の適用を受ける国会職員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける国会職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。次条及び附則第七項において「特定管理職員」という。)にあつては六月に支給する場合においては百分の百五、十二月に支給する場合においては百分の百十五を乗じて得た額、指定職給料表の適用を受ける国会職員にあつては六月に支給する場合においては百分の六十五、十二月に支給場合においては百分の七十五を乗じて得た額)に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 四(略)

③ 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の八十」と、「百分の百五」とあるのは「百分の五十五」と

と、「百分の百十七・五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の六十二・五」とあるのは「百分の三十二・五」と、「百分の七十」とあるのは「百分の四十二・五」とする。

④⑥ (略)

④⑥ (略) 第七条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する国会職員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の両議院の議長が協議して定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した国会職員(両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)についても、同様とする。

② 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長(各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴訟委員会の委員長をいう。以下同じ。)が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の国会職員のうち再任用職員以外の国会職員 次に掲げる国会職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる国会職員以外の国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に当該国会職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第四項第五号にお

の百十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の六十五」とあるのは「百分の三十五」と、「百分の七十五」とあるのは「百分の四十二」とする。

④⑥ (略)

④⑥ (略) 第七条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する国会職員に対し、基準日以前六月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の両議院の議長が協議して定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した国会職員(両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)についても、同様とする。

② 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長(各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴訟委員会の委員長をいう。以下同じ。)が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の国会職員のうち再任用職員以外の国会職員 次に掲げる国会職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる国会職員以外の国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に当該国会職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第四項第五号にお

て同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に百分の六十七・五(特定管理職員にあっては、百分の八十七・五)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に百分の七十七・五を乗じて得た額の総額

二 前項の国会職員のうち再任用職員 次に掲げる国会職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる国会職員以外の国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に百分の三十二・五(特定管理職員にあっては、百分の四十二・五)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に百分の四十を乗じて得た額の総額

③④ (略) 附則 1 5 6 (略) 7 附則第四項の規定が適用される間、第七条の四第二項第一号イに定める額は、同号イの規定にかかわらず、同号イの規定により算出した額から、同号イに掲げる国会職員で附則第四項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の一・〇二五(特定管理職員にあっては、百分の一・三二五)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に百分の六十七・五(特定管理職員にあっては、百分の八十七・五)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

て同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を加算した額に百分の六十五(特定管理職員にあっては、百分の八十五)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に百分の七十五を乗じて得た額の総額

二 前項の国会職員のうち再任用職員 次に掲げる国会職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる国会職員以外の国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に百分の三十(特定管理職員にあっては、百分の四十)を乗じて得た額の総額

ロ 指定職給料表の適用を受ける国会職員 当該国会職員の勤勉手当基礎額に百分の四十を乗じて得た額の総額

③④ (略) 附則 1 5 6 (略) 7 附則第四項の規定が適用される間、第七条の四第二項第一号イに定める額は、同号イの規定にかかわらず、同号イの規定により算出した額から、同号イに掲げる国会職員で附則第四項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に百分の〇・九七五(特定管理職員にあっては、百分の一・二七五)を乗じて得た額(最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に百分の六十五(特定管理職員にあっては、百分の八十五)を乗じて得た額)の総額に相当する額を減じた額とする。

○ 特定任期付職員の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定(第三條 關係) (傍線部分は改正部分)

改正案 現行

(給与に関する特例)
第二條 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。

給号	給料月額 円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000
7	848,000

(給与に関する特例)
第二條 特定任期付職員には、次の給料表を適用する。

給号	給料月額 円
1	376,000
2	425,000
3	478,000
4	544,000
5	621,000
6	726,000
7	850,000

255 (略)
(給与規程の適用除外等)
第三條 (略)

2 特定任期付職員に対する給与規程第七條の二第一項及び第二項、第七條の三第二項並びに第七條の五第三項の規定の適用については、給与規程第七條の二第一項中「管理職員又は」とあるのは「管理職員(特定任期付職員の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定)第二條第一項の給料表の適用を受ける国会職員を含む。以下「管理職員等」という。)又は」と、同條第二項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」と、給与規程第七條の三第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」と、給与規程第七條の五第三項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

255 (略)
(給与規程の適用除外等)
第三條 (略)

2 特定任期付職員に対する給与規程第七條の二第一項及び第二項、第七條の三第二項並びに第七條の五第三項の規定の適用については、給与規程第七條の二第一項中「管理職員又は」とあるのは「管理職員(特定任期付職員の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定)第二條第一項の給料表の適用を受ける国会職員を含む。以下「管理職員等」という。)又は」と、同條第二項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」と、給与規程第七條の三第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百五十」とあるのは「百分の百六十五」と、給与規程第七條の五第三項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

○ 特定任期付職員の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定(第四條 關係) (傍線部分は改正部分)

改正案 現行

(趣旨) 第一條 この規程は、国会職員法(昭和二十

(趣旨) 第一條 この規程は、国会職員法(昭和二十

二年法律第八十五号)第三條の三第一項の規定により任期を定めて採用された国会職員(以下「特定任期付職員」という。)の給与の特例に関する事項を定めるものとする。
(給与規程の適用除外等)
第三條 (略)

二年法律第八十五号)第三條の二第一項の規定により任期を定めて採用された国会職員(以下「特定任期付職員」という。)の給与の特例に関する事項を定めるものとする。
(給与規程の適用除外等)
第三條 (略)

2 特定任期付職員に対する給与規程第七條の二第一項及び第二項、第七條の三第二項並びに第七條の五第三項の規定の適用については、給与規程第七條の二第一項中「管理職員又は」とあるのは「管理職員(特定任期付職員の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定)第二條第一項の給料表の適用を受ける国会職員を含む。以下「管理職員等」という。)又は」と、同條第二項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」と、給与規程第七條の三第二項中「百分の百二十二・五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十七・五」とあるのは「百分の百五十」と、給与規程第七條の五第三項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

2 特定任期付職員に対する給与規程第七條の二第一項及び第二項、第七條の三第二項並びに第七條の五第三項の規定の適用については、給与規程第七條の二第一項中「管理職員又は」とあるのは「管理職員(特定任期付職員の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定)第二條第一項の給料表の適用を受ける国会職員を含む。以下「管理職員等」という。)又は」と、同條第二項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」と、給与規程第七條の三第二項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百四十五」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の百五十」と、給与規程第七條の五第三項中「管理職員」とあるのは「管理職員等」とする。

○ 国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程(平成十七年十月二十八日両院議長決定(第五條 關係) (傍線部分は改正部分)

改正案 現行

附則 (給料の切替えに伴う経過措置)
第十一條 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける国会職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(国会職員の給与等に関する規程等)の一部を改正する規程(平成二十一年十一月三十日両院議長決定。第一号において「平成二十一年改正規程」という。)の施行の日において次の各号に掲げる国会職員である者にあつては、当該給料月額に当該各

附則 (給料の切替えに伴う経過措置)
第十一條 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける国会職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(国会職員の給与等に関する規程等)の一部を改正する規程(平成二十一年十一月三十日両院議長決定。第一号において「平成二十一年改正規程」という。)の施行の日において次の各号に掲げる国会職員である者にあつては、当該給料月額に当該各

○ 特定任期付職員の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定(第四條 關係) (傍線部分は改正部分)

○ 特定任期付職員の特例に関する規程(平成十九年十一月二十六日両院議長決定(第四條 關係) (傍線部分は改正部分)

号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(特別給料表の適用を受ける国会職員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。)及び両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額(国会職員の給与等に関する規程附則第四項の規定により給与が減ぜられて支給される国会職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額)を給料として支給する。

- 一 平成二十一年改正規程附則第二条第一項第一号に規定する減額改定対象国会職員(次号に掲げる国会職員を除く。)百分の九十九・五九
- 二 指定職給料表の適用を受ける国会職員百分の九十九・四四
- 三 前二号に掲げる国会職員以外の国会職員百分の九十九・八三
- 2 5 4 (略)

、号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に、円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(特別給料表の適用を受ける国会職員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。)及び両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 一 平成二十一年改正規程附則第二条第一項第一号に規定する減額改定対象国会職員(次号に掲げる国会職員を除く。)百分の九十九・七六
- 二 指定職給料表の適用を受ける国会職員百分の九十九・六八
- 2 5 4 (略)

○ 国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定(附則第七条関係) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>附則 (経過措置) 第二条 (略) 2 5 5 (略) 6 前各項に規定するもののほか、この規程の施行に伴い必要な経過措置は、両議院の議長が協議して定める。</p> <p>(国会職員の給与等に関する規程附則第四項の規定により給与が減ぜられて支給される国会職員に関する読替え)</p> <p>第三条 国会職員の給与等に関する規程附則</p>	<p>附則 (経過措置) 第二条 (略) 2 5 5 (略) 6 前各項に規定するもののほか、この規程(次条の規定を除く。)の施行に伴い必要な経過措置は、両議院の議長が協議して定める。</p> <p>(国会職員の給与等に関する規程の一部改正)</p> <p>第三条 国会職員の給与等に関する規程の一</p>

第四項の規定により給与が減ぜられて支給される国会職員に対する第十六条第三項の規定の適用については、同項中「同条第二項」とあるのは、「給与規程附則第六項とする。」

部を次のように改正する。

第六条の五から第六条の七までを次のように改める。

第六条の五から第六条の七まで 削除

第六条の八第一項中「国会職員」を「国会職員(法第二十四条の三に規定する国会職員を除く。以下この項において同じ。)」に、「祝日法による休日又は年末年始の休日」を「国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成六年六月二十三日両院議長決定。以下「勤務時間規程」という。))第十条に規定する祝日法による休日(勤務時間規程第十一条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した国会職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。))又は勤務時間規程第十条に規定する年末年始の休日(勤務時間規程第十一条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した国会職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。))に改める。

第七条の二第一項中「勤務を要しない日」を「勤務時間規程第四条第一項、第五条及び第六条の規定に基づく週休日」に、「祝日法による休日」を「祝日法による休日等」に、「年末年始の休日」を「年末年始の休日等」に改める。

第七条の四第二項中「各本属長が両議院」を「本属長(各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴追委員会の委員長をいう。以下同じ。))が両議院」に、「各本属長が支給」を「本属長が支給」に改める。

第十五条第四項を削る。

○ 育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程
 (平成十九年五月九日両院議長決定)(附則第八條関係) (傍線部分は改正部分)

改正案

附則

(給与規程附則第四項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務国会職員等に関する読替え)

第二条 育児短時間勤務国会職員に対する給与規程附則第四項第一号、第四号及び第五号の規定の適用については、同項第一号中「号給の給料月額」とあるのは号給の給料月額に育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例長決定)第三条の規定により読み替えられた勤務時間規程第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額」と、「同項の」とあるのは「附則第二項の」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第四号及び第五号中「給料月額並びに」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額並びに」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

現行

附則

(国会職員の給与等に関する規程の一部改正)
 正)

第二条 国会職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

第一条の二中「法」を「再任用職員で法に、「占める国会職員」を「占めるもの」に改める。

適用については、同条中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第二条第一項」とする。

3 任期付短時間勤務国会職員に対する給与規程附則第四項第一号の規定の適用については、同号中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程(平成十九年五月九日両院議長決定)第六条の規定により読み替えられた勤務時間規程第三条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数(以下この号において「算出率」という。)を乗じて得た額」と、「同項の」とあるのは「附則第二項の」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」とする。

(国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)
 第三条 国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。
 第三条第二項中「第十五条の五第一項を」第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員で同項に、「占める国会職員」を「占めるもの」に改める。

参議院職員等苦情処理規程の一部を改正する規程(案)
 参議院職員等苦情処理規程(昭和二十七年七月三十日議長決定)の一部を次のように改正する。
 第二条第一項中「反して」の下に「降給され」を加え、「取扱」を「取扱い」に改める。
 附則
 この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

2 国会職員の育児休業等に関する法律第十八条の規定により育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている国会職員が給与規程附則第四項の規定により給与が減ぜられて支給される場合における第四条の規定の

◎参議院職員等苦情処理規程の一部を改正する規程案 新旧対照表
 ○参議院職員等苦情処理規程(昭和二十七年七月三十日議長決定) (傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>第二条 職員がその意に反して降給され、降任され、休職され、免職されその他著しく不利益な処分若しくは取扱ひを受け又は懲戒処分を受けた場合には、当該職員は、本属長に対しその事由を記載した説明書の交付を請求することができる。</p> <p>② (略)</p>	<p>第二条 職員がその意に反して降任され、休職され、免職されその他著しく不利益な処分若しくは取扱ひを受け又は懲戒処分を受けた場合には、当該職員は、本属長に対しその事由を記載した説明書の交付を請求することができる。</p> <p>② (略)</p>

国立国会図書館職員苦情処理規程の一部を改正する規程案
 国立国会図書館職員苦情処理規程(昭和二十七年国立国会図書館規程第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「国会職員法第十五条の五」を「国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十五条の六」に改める。

第二条中「反して」の下に、「降給され、」を加える。

附則

この規程は、平成二十三年四月一日から施行する。

参考資料

国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正(新旧対照表)
 国立国会図書館職員苦情処理規程(昭和二十七年国立国会図書館規程第四号)

改正案	現行
<p>(国立国会図書館職員の苦情の処理) 第一条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)第十五条の六の規定に基づく国立国会図書館職員の苦情の処理に関しては、この規程の定めるところによる。</p> <p>(苦情処理のための審査請求) 第二条 その意に反して、降給され、降任され、休職され、免職され、その他著しく不利益な処分若しくは取扱ひを受け、又は懲戒処分を受けた国立国会図書館の職員で苦情のある者は、不利益な処分若しくは取扱ひを受け、又は懲戒処分を受けたことを知つた</p>	<p>(国立国会図書館職員の苦情の処理) 第一条 国会職員法第十五条の五の規定に基づく国立国会図書館職員の苦情の処理に関しては、この規程の定めるところによる。</p> <p>(苦情処理のための審査請求) 第二条 その意に反して降任され、休職され、免職され、その他著しく不利益な処分若しくは取扱ひを受け、又は懲戒処分を受けた国立国会図書館の職員で苦情のある者は、不利益な処分若しくは取扱ひを受け、又は懲戒処分を受けたことを知つた日から三</p>

日から三十日以内に、国立国会図書館長に対し、審査請求書をもつて審査の請求をすることが出来る。

十日以内に、国立国会図書館長に対し、審査請求書をもつて審査の請求をすることが出来る。

十一月二十六日(金の)議事予定
 北朝鮮の韓国・大延坪島砲撃に関する決議案(鈴木政二君外十名発議)(委員会審査省略要求事件)
 趣旨説明 鈴木 政二君
 所信表明 菅内閣総理大臣
 (緊急上程予定)
 平成二十二年年度一般会計補正予算(第一号)
 平成二十二年年度特別会計補正予算(特第一号)
 平成二十二年年度政府関係機関補正予算(機第一号)

採決
 日程第一 農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案(第七十四回国会内閣提出、第七十六回国会衆議院送付)
 日程第二 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 日程第三 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 日程第四 国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 (緊急上程予定)
 地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

討論
 川上 義博君(民) 一〇分
 猪口 邦子君(自) 一〇分
 中西 健治君(み) 一〇分

日程第六 裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 日程第七 検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
 日程第八 裁判所法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
 日程第八に対する討論
 桜内 文城君(み) 五分
 (緊急上程予定)
 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
 国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆議院提出)
 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
 国会職員法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

平成二十二年度一般会計補正予算(第一号)外二件両院協議会協議委員割当

会派	議員数	議院構成者数	10名割当	民主	自由	公明	みん	共産	日改	社民	国民	無所属	合計
	106	83		19	11	6	5	4	3	5	242		
		83		19	11	6	3				125		
		6,640	1,520	0,880	0,480	0,240					0,080	×3	
		0	7	2	1	0	0	0	0	0	0	0	10

十一月二十六日(金)再開後の議事予定
平成二十二年度一般会計補正予算(第一号)外二件両院協議会の協議委員の選挙
選 任

(森まさこ君外九名発議)

國務大臣仙谷由人君問責決議案

本院は、國務大臣仙谷由人君を問責する。

右決議する。

理由

菅内閣発足以来、国難ともいふべき事態が続いており、内閣の要であり、実質的に内閣を取り切っているといわれる仙谷大臣の官房長官としての責任は極めて重大である。菅内閣では、仙谷官房長官が実質的に重要事項の決定を主導しており、最近では法務大臣、拉致問題担当も兼務することになったが、仙谷官房長官が内閣の中核に居座ったままでは、現状の打開は望むべくもない。以下、仙谷官房長官を問責する理由を、列挙する。

第一に、「尖閣諸島沖中国漁船衝突事件」における極めて不適切な対応である。

公務執行妨害で逮捕された中国人船長の釈放は、那覇地検が「我が国民への影響や今後の日中関係を考慮して判断した」としているが、このような重大な外交上の判断が「地方検察庁でなされた」と信じる者は誰もいない。総理、外務大臣が国連総会で不在の中、官邸の留守を預かる仙谷官房長官主導で釈放の政治判断が行われたと考えざるを得ない。

しかし、仙谷官房長官は、釈放は那覇地検の判断であったとの強弁を繰り返している。仮に、一行政機関である那覇地検が外交判断による釈放を行い、それを政府が是認したとすれば、検察が外交を行ったという日本外交史上、例を見ない越権行為が民主党政権下で行われたことになる。逆に、官邸が那覇地検に釈放の圧力をかけたことすれば、仙谷官房長官は虚偽の答弁を重ねてきたことになる。どちらにしても、この件を主導してきた仙谷官房長官の責任は重大である。

さらには、諸外国に対して我が国の正当性を訴えるために戦略的に使われるべきであった衝突時のビデオは、官房長官の主導により長期間非公開にされ、事件発生から五十日間を経て、ようやく六分五〇秒に編集されたものが国会に提出されただけであった。仙谷官房長官の誤った対処により、我が国は貴重な外交カードを失ってしまったのである。一連の対応により、失われた利益は大きい。

さらに政府が国会に提出したビデオの六倍以上にわたる二回の衝突の時間を含む四十四分間のビデオが一海上保安官の手で流出し、全世界で視聴可能な状態となった。仙谷官房長官はビデオの国会提出にあたり書面で「慎重な取扱い」を求めていたにもかかわらず、政府内では情報管理を行っていなかったことが露呈した。本来公開すべきビデオを公開しなかったからこそ起こった問題と言わざるを得ない。この責任も重大である。加えて事態発覚後は「政治職と執行職」という詭弁を弄し

て、自分達の責任を海上保安庁長官一人になすり付けようとしたことも糾弾されるべきである。
第二に、国権の最高機関たる国会を愚弄する、暴言、失言の数々が繰り返されていることである。

菅総理自らが今国会冒頭の所信表明演説で、熟議の国会を呼び掛けているにもかかわらず、指名されてもいない仙谷官房長官がしゃしゃり出て、話をすり替え、恫喝し、また答弁席からやじを飛ばすなど、国会軽視もはなはだしい。また、報道に基づき質問した質問者に対して、自らも過去に何度も質問をしていたことを棚に上げて「最も拙劣な質問」と侮辱し、予算委員会が民主党も賛成した議決に基づいて呼んだ政府参考人に対して疑義を唱え、さらには恫喝を加え、内閣のスポークスマンとしての官房長官の資質を疑わざるを得ない。

第三に、日本国憲法に抵触する発言を繰り返して、憲法遵守の義務に違反していることである。中国漁船衝突事件のビデオ公開関連の「厳秘」書類を予算委員会で撮影された際に、自らの危機管理の甘さを恥じることもなく、「盗撮呼ばわりし、取材規制の強化を振りかざし報道の自由を侵害しようとした。また、国会の外においては、自衛隊の施設内での民間人の発言を規制することを認めるなど、仙谷官房長官は憲法に定める表現の自由の侵害に加担している。

仙谷官房長官は自衛隊を「暴力装置」と発言した。学生時代、社会主義学生運動組織で活動していた仙谷官房長官にとっては、日常用語であるかもしれないが、平和憲法に基づき国家の根幹である国防を担い、国際貢献や災害救助に汗をかき自衛隊を「暴力装置」と侮辱したことは、決して許されるものではないし、自衛隊を「暴力装置」と表現することは、憲法九条をはじめとする日本国憲法の精神を全く理解していないということである。
第四に、国会同意人事案件に対する怠慢である。民主党政権は、今次国会召集からかなり日時を

経た、十月半ばに五機関十一名について提示した。これらは全てが任期満了か、既に辞任した空席を補充するための人事であった。さらに今なお再就職等監視委員会の人事については提示さえしてきていない。さらには、この同意人事の国会議決がされていないにもかかわらず、次の人事を提示した。これらを長く放置していたことは国会軽視、政府の怠慢以外の何ものでもない。同意人事を担当する官房長官の責任は重大である。

第五に、北朝鮮による韓国・延坪島砲撃事件における危機管理能力の欠如である。
北朝鮮の砲撃開始は午後二時三十四分であるが、菅総理は砲撃を三時半ごろ報道で知り、官房長官もほぼ同時刻に第一報を東京都内の私邸で受け取っている。総理が官邸に入ったのは午後四時四十五分、仙谷官房長官は同五十分である。総理、官房長官ともに、砲撃から二時間以上、一報を受け取ってから一時間二十分経過してから官邸に入っている。しかも官房長官は総理より遅い登庁である。

仙谷官房長官のその傲岸不遜な発言、失策の数々には、与野党を問わず、批判が集中している。一刻も早く、官房長官が職を辞すことが、菅内閣による日本の国益への損失を少しでも抑えることにつながると確信する。
以上が本決議案を提出する理由である。

(牧野たかお君外七名発議)

国土交通大臣馬淵澄夫君問責決議案

本院は、国土交通大臣馬淵澄夫君を問責する。

右決議する。

理由

去る九月、尖閣諸島沖で領海侵犯をした中国漁船が海上保安庁巡視船に体当たりをした事件は、馬淵国土交通大臣の事件処理に関する対応や我が国周辺海域における海上保安体制について多くの国民に不満と不安を生じさせた。
政府は、事件の一部始終を撮影したビデオについて再三、全面公開の要求を拒否してきたもの

の、一人の海上保安官によりインターネット上に流れ、国民は事件を目の当たりにすることとなった。政府の大失態である。

本来なら、中国漁船の危険な衝突行為は、映像の公開によって、その詳細を国民や諸外国に、我が国にとつて、如何に不当な事件であったかを周知すべきであった。

公開について、馬淵大臣は検察当局、海上保安官が刑事訴訟法四十七条の規定に基づき、適切に判断されたと委員会等で答弁しているが、まるで他人事のようにあり、自らの職責を放棄した責任逃れである。

このビデオの取り扱いについて、海上保安庁のあまりにもずさんな管理はあきれるばかりである。事件の映像は、政府が裁判前の証拠物件の取り扱いには慎重にしなければならないとして、公開を拒否する国会答弁をしながら、長期間、広島県の海上保安大学のパソコンに保管され、海上保安官なら誰でもアクセス可能であった。

今回のネット流出は撮影した海上保安庁からであり、同庁の情報管理体制の不備は明らかである。また映像流出をした海上保安官が上司に告白をした際には、海上保安庁長官と馬淵大臣の間で、その情報のやり取りについて、委員会質疑で、双方あやふやな答弁を繰り返した。全く責任を感じていない言語道断の対応である。

映像を流出させた海上保安官の行為は、公務員として許されず、国家秩序を揺るがしかねないものだが、常に身を挺して海上警備を担当する保安官が止むに止まれず法を犯すことになったのは、彼らの上に立つ国土交通大臣の事件に対する誠意のない対応に接して、現場にいる保安官の士気を著しく低下させることに不安を感じたからである。海上保安官を所管する馬淵大臣の責任は大である。

一方、八ツ場ダムについては、副大臣以来一貫した政策を進めることなく、今日まで迷走を続けた揚げ句、十一月六日建設現場を視察して、「今

後、中止の方向性には一切、言及しない。予断をもたずに検証する」と発言されたが、建設するのかもしれないのか、さらに混乱を与えている。

これまで、ダム建設を理解し、工事に協力して、先祖伝来の土地を離れざるを得なかった現地住民に、前原中止宣言からこの一年余の迷走を何と説明するのか。そして長い間のご苦労に真摯に詫びるべきである。

また八ツ場ダムは関東地方に水道水や工業用水を供給する役割を持ち、工事費を負担してきた関東六都県にも納得のいく説明をすべきである。

馬淵大臣の検証発言は民主党マニフェストの強引な建設中止の事実上の撤回と受け止める。政権を担って一年余、民主党の選挙公約に如何に無理があるか、ようやく理解し、自らの非を認めた結果である。問題は公約の策定過程で、八ツ場ダムの必要性や現地住民の思いを徹底的に検証したのかということだ。

今回の方針変更はマニフェストが一貫した考えによる政策ではなかったということだ。思いつきの公約を掲げて選挙で訴えたことを深く反省すべきである。

地位が替わって簡単に政策転換することは住民無視であり、現地住民の生活、将来の人生設計を翻弄させた馬淵大臣の検証発言は無責任と言わざるを得ない。

国土交通大臣としての重責を全うできない馬淵澄夫君の問責決議案を提出する。

十一月二十六日(金)再開後の議事予定
平成二十二年一般会計補正予算(第1号)外二件両院協議会参院院協議委員議長長報告
国土交通大臣仙谷由人君問責決議案(森まさこ君外九名発議)

(委員会審査省略要求事件)
趣旨説明 森 まさこ君
討 論 平山 誠君(民) 一〇分
西田 昌司君(自) 一〇分
水野 賢一君(み) 一〇分

採 決

国土交通大臣馬淵澄夫君問責決議案(牧野たかお君外七名発議)

(委員会審査省略要求事件)
趣旨説明 牧野たかお君
討 論 室井 邦彦君(民) 一〇分
岡田 直樹君(自) 一〇分
小野 次郎君(み) 一〇分

十一月二十五日本委員会に左の案件が付託された。

- 一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(松田公太君発議)
- 一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)
- 一、国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案(衆)
- 一、国会議員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)
- 一、国会議員法の一部を改正する法律案(衆)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
第二条中「当月分」を「日」に、「前月分」を「日」の前日」に改める。
第三条中「当月分」を「日」に改める。
第四条中「除名の場合又は死亡したを」と

は除名の二に、「当月分」を「日」に改め、同条に次の一項を加える。
2 議長、副議長及び議員が死亡した場合に、その当月分までの歳費を受ける。
第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 第二条、第三条又は前条第一項の規定により歳費を受ける場合であつて、月の初日から受けるとき以外のとき又は月の末日まで受けるとき以外のときは、その歳費の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによつて計算する。
附則第十四項中「当月の間」を削り、「以降」を「から」国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律及び国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)の施行の日の属する月の前月分まで」に改める。

附則に次の三項を加える。
議長、副議長及び議員の歳費月額額は、第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、当月の間、第一条に規定する額に百分の七十を乗じて得た額とする。
期末手当については、前項の規定の適用がある間、第十一条の二第二項中「受けるべき」とあるのは「附則第十五項の規定の適用がないものとした場合に受けるべき」と、「額」とあるのは「額に、百分の五十を乗じて得た額」と、同条第三項中「前項」とあるのは「附則第十六項の規定により読み替えられた前項」と、第十一条の四「第十一条の二第二項」とあるのは「附則第十六項の規定により読み替えられた第十一条の二第二項」とする。

議長、副議長若しくは議員又はこれらの者であつた者が平成二十二年十二月に受けた第十一条の二第一項の規定によるその者の期末手当の額に相当する額の全部又は一部を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第九十九条の二の規定は、適用しない。

(国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正)

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条中、「住居手当及び通勤手当を削り、「当月分から退職又は死亡の当月分までを」を「日から」に改め、同条に次の四項を加える。

2 議員秘書が退職した場合には、その日まで給料を支給する。ただし、国会議員の死亡又は衆議院の解散による国会議員の退職による退職の場合には、その月まで給料を支給する。

3 議員秘書が死亡した場合には、その月まで給料を支給する。

4 第一項及び第二項本文の規定により給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによつて計算する。

5 議員秘書の住居手当及び通勤手当は、採用の月から退職又は死亡の月まで支給する。

附則

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第一条中国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律附則に三項を加える改正規定(同法附則第十七項に係る部分に限る。)は公布の日から、第二条の規定は公布の日から起算して三月を経過した日の属する月の翌月の初日(公布の日から起算して三月を経過した日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律

(国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「二百七十五千円を二百七十七万円に、「百五十八万八千円を「百五十八万四千円に、「百二十九万七千円を「百二十九万四千円に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。

(平成二十二年十二月に受ける期末手当に関する特例措置)

2 この法律による改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第十一条の二第一項の規定により平成二十二年十二月に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十二年法律第 号)附則第三条の規定の例による。

国会議員の秘書の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律

(国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部改正)

第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項第一号中「百分の七十」を「百分の六十五」に改め、同項第二号中「百分の五十六」を「百分の五十二」に改め、同項第三号中「百分の四十二」を「百分の三十九」に改め、同項第四号中「百分の二十二」を「百分の十九・五」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一(第三条関係)

級	号給	給料	月額
一	一	三四七、五〇〇円	
	二	三六五、九〇〇円	
	一	四二二、四〇〇円	
	二	四三二、七〇〇円	
	三	四四三、〇〇〇円	
	四	四五三、三〇〇円	
	五	四六三、六〇〇円	
	六	四七三、九〇〇円	
	七	四八四、二〇〇円	
	八	四九一、〇〇〇円	
	九	四九七、八〇〇円	

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料	月額
一	一	二六六、六〇〇円	
	二	二七四、二〇〇円	
	一	三〇九、九〇〇円	
	二	三一七、五〇〇円	
二	三	三二五、〇〇〇円	

第五条 この章の規定(第二条の規定を除く。)は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員については、適用しない。

第五条の次に次の章名を付する。

第三章 人事評価

第六条及び第七条を次のように改める。

第六条 国会職員の職務については、各本属長は、定期的に人事評価を行わなければならない。

人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第七条 各本属長は、前条第一項の人事評価の結果に応じた措置を講じなければならない。

第八条を次のように改める。

第八条 この章の規定は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員については、適用しない。

第八条の次に次の章名を付する。

第四章 分限及び保障

第九条に次の二項を加える。

国会職員は、両議院の議長が協議して定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

前項の規定により降給するときは、両議院の議長が協議して定める場合を除き、国会職員考査委員会の審査を経なければならない。

第十一条第一項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、「該当するときは」の下に、「両議院の議長が協議して定めるところにより」を加え、同項第一号を次のように改める。

- 一 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績が良くないとき。

第十一条第一項第二号及び第三号中「とき」を「とき」に改め、同項第四号中「又は」を「又は」に、「とき」を「とき」に改め、同条第二項中「乃至第三号」を「から第三号まで」に改める。

第十五条の六中「反して」の下に、「降給され」を加え、「取扱」を「取扱い」に、「者」を「もの」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日から起算して三年間は、この法律による改正後の国会職員法第三条の二第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「評価をいう。以下同じ。」とあるのは「評価をいう。以下同じ。」又はその他の能力の実証」と、同条第二項中「人事評価」とあるのは「人事評価又はその他の能力の実証」とする。